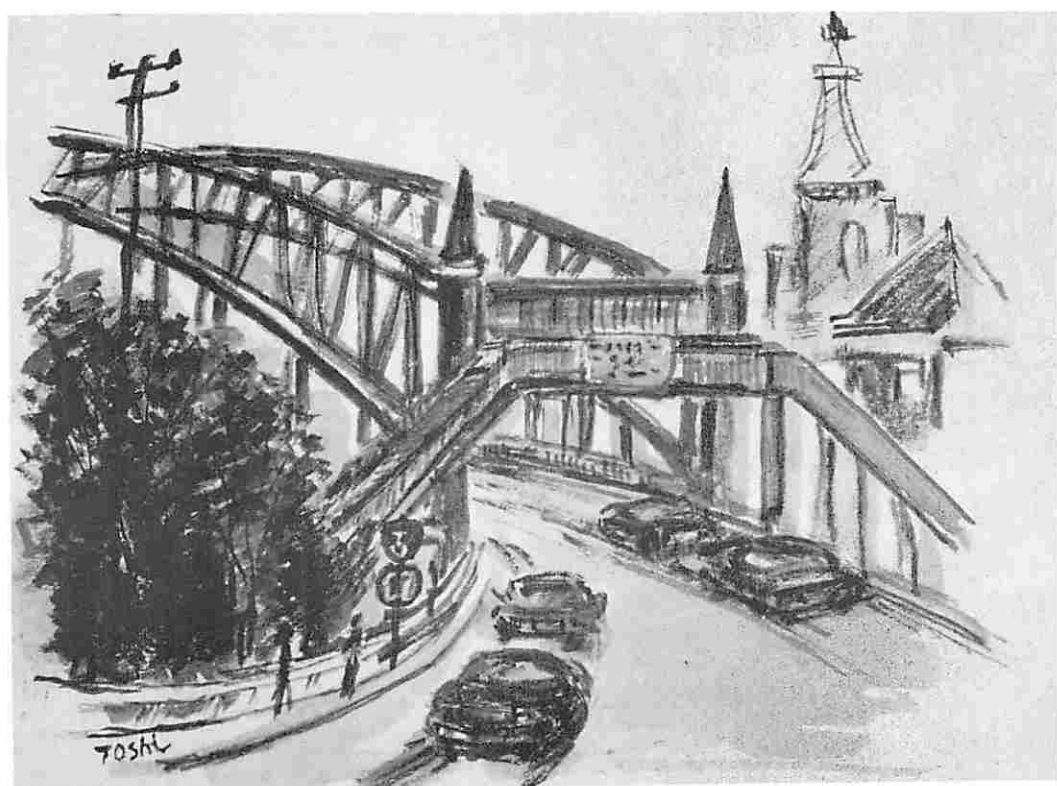


# 熊本市歯科医師会会誌

第16号



長六橋

1974. 9

\*\*\*\*\*  
表紙の言葉

長六橋

最初に長六橋が架けられたのは徳川幕府の開府二年前、西暦1601年で清正公が茶臼丘陵に熊本城を築き熊本の町が近世城下町としてのスタートを切った慶長六年である。その年号から長六橋と呼ばれた。当時薩摩街道に通じる関所として、今日、国道三号線の要所として白川に跨っている。

尚現在の橋は昭和二年架け替えられたものである。

\*\*\*\*\*

## 目 次

### 応 接 室

|                   |                 |               |
|-------------------|-----------------|---------------|
| 全国歯科医師国保組合に於ける組合員 | 岡山県歯科医師 国保組合理事長 |               |
| の死亡状況について .....   | 全国歯科国保組合連合会常務理事 | 平 松 魁 郎 ... 2 |

### 勉 強 部 屋

#### 矯正治療の時期

|                       |               |                |
|-----------------------|---------------|----------------|
| 一乳歯弓歯期、混合歯弓期、永久歯弓期の患者 |               |                |
| をどう取扱うかー (その1) .....  | 日本歯科大学新潟歯学部教授 | 日 置 誠 ... 9    |
| 骨 .....               | 九州歯科大学病理学教室   | 浦 郷 篤 史 ... 11 |

### 茶 の 間

|               |             |                |
|---------------|-------------|----------------|
| あ ぜ 豆 .....   | 農民大学        | 松 岡 智 ... 19   |
| いろはにほへと ..... | 歌人もと熊日整理部次長 | 神 瀬 芳 男 ... 20 |
| 台湾旅行記 .....   |             | 岩 村 泰 行 ... 21 |

### 展 望 室

|                   |            |                |
|-------------------|------------|----------------|
| 税務キャンペーン .....    |            | 24             |
| 検察審査会制度について ..... | 熊本検察審査会事務所 | 桜 田 栄 二 ... 24 |

### Dining Room

|              |  |    |
|--------------|--|----|
| 基金通報より ..... |  | 27 |
|--------------|--|----|

### 作 業 部 屋

|                 |  |    |
|-----------------|--|----|
| 口腔衛生委員会より ..... |  | 33 |
| 会員福祉委員会 .....   |  | 33 |
| 学術委員会 .....     |  | 34 |
| 社保委員会 .....     |  | 34 |

### 告 知 板

|             |  |    |
|-------------|--|----|
| 物故会員 .....  |  | 35 |
| 入 会 者 ..... |  | 35 |
| 退 会 者 ..... |  | 35 |

# 応 接 室



## 全国歯科医師国保組合に於ける 組合員の死亡状況について

岡山県歯科医師国保組合理事長  
全国歯科国保組合連合会常務理事

平 松 魁 郎

全国歯科医師国保組合の組合員死亡状況の調査は、この昭和47年度で3回目になるのでこれら3ケ年間の死亡状況を比較しながら考察して見たいと思う。

今回の調査に当っては全国43組合のうち、42組合で（大分県を除く）ある。

簡易生命表によると昭和47年の日本人の平均寿命は男子70.49年女子75.92年とそれぞれ前年より伸びていることが、発表されている。さて我が全歯連の平均年齢は51.5才（満年齢）と現在高い数字を示していて、60才以上の組合員が全体の31.1%を占めている。

### 1. 死亡状況

調査集計によると3ケ年の全歯連の死亡数（組合員）は

|        |       |      |        |
|--------|-------|------|--------|
| S 45年度 | 284人  | 粗死亡率 | 11.8人  |
| " 46 " | 331 " | "    | 13.7 " |
| " 47 " | 293 " | "    | 12.0 " |

と昭和47年度は前年度の死亡数より可成減少しているが昭和45年度よりは少々多いことになる。

これを粗死亡率（対千人比率）で見ると昭和45年度は1,000人に11.8人、昭和46年度は13.7人、昭和47年度は12人となる。

組合員の中には一般社会と異なり24才以下が居ないので比較は無理ではあるが若しこれを以っ

て全国死亡率と比べて見ると約倍の高さとなっているのである。

次にこれを各県別に見ると（上位と下位各5県抽出）

|        | 順 位 | 組 合 名  | 死亡率% |
|--------|-----|--------|------|
| 上<br>位 | 1 位 | 島根県歯国保 | 3.61 |
|        | 2 " | 三 重 "  | 2.94 |
|        | 3 " | 岩 手 "  | 2.63 |
|        | 4 " | 鹿児島 "  | 2.22 |
|        | 5 " | 山 口 "  | 1.95 |
| 下<br>位 | 1 " | 香 川 "  | 0.64 |
|        | 2 " | 埼 玉 "  | 0.63 |
|        | 3 " | 岐 阜 "  | 0.51 |
|        | 4 " | 富 山 "  | 0.42 |
|        | 5 " | 奈 良 "  | 0.   |

島根、三重、岩手、鹿児島、山口と高く低い方では奈良が0で富山、岐阜、埼玉、香川となっている。地区的には中国地区、九州地区が高い。

### 2. 年令階級別死亡状況

次に年令階級別に死亡数を見ると次表の通りで、20才代、40才代、80才以上は昭和46年度より昭和47年度が多く30才代、50才代、

60才代は昭和46年度より昭和47年度が少ない。  
特に昭和47年度は60才代の減少と80才代の増加が顕著である。

即ち60才代は昭和47年度に於いて前年より30人少ない。

表1. 年代別死亡数

| 年代    | 昭和47年度 | 昭和46年度 | 昭和45年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 20才代  | 1人     | 0人     | 1人     |
| 30 "  | 2      | 6      | 5      |
| 40 "  | 22     | 18     | 17     |
| 50 "  | 26     | 36     | 30     |
| 60 "  | 67     | 96     | 77     |
| 70 "  | 130    | 141    | 115    |
| 80才以上 | 45     | 34     | 39     |
| 計     | 293    | 331    | 284    |
| 組合員数  | 24,358 | 24,243 | 24,006 |

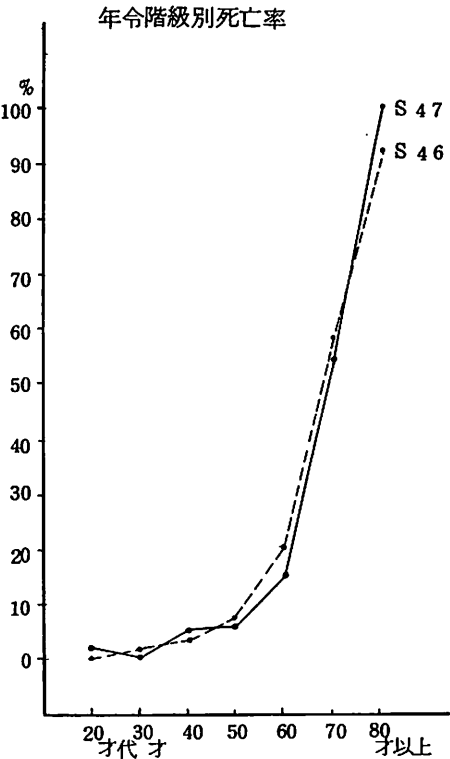
これを死亡率より見ると次の通りである（表2と図参照）

表2. 年令階級別死亡率

|       | 昭和47年度 |        | 昭和46年度 |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|
|       | 死亡率%   | 組合員数   | 死亡率%   | 組合員数   |
| 20才代  | 1.4    | 692人   | 0      | 617人   |
| 30 "  | 0.4    | 4,673  | 1.3    | 4,593  |
| 40 "  | 3.4    | 6,537  | 2.8    | 6,536  |
| 50 "  | 5.3    | 4,921  | 7.1    | 5,080  |
| 60 "  | 14.2   | 4,714  | 20.9   | 4,602  |
| 70 "  | 54.3   | 2,396  | 57.7   | 2,444  |
| 80才以上 | 103.0  | 437    | 92.1   | 369    |
| 計     | 12.0   | 24,358 | 13.7   | 24,243 |

昭和47年度に於いて20才代では1,000人に1.4人の死亡で30才代では0.4人、40才代では3.4人、50才代では5.3人、60才代では14.2人、70才代では54.3人、80才以上で

は103人と夫々死亡していることとなる。前年と比較して同じく60才代の減少と80才代以上の増加が数字に表われている。こゝで人数としては80才代以上が45人と3番目であるが、同年令組合員の減少によって死亡率では103.0と最高を示している。



3. 年令階級別死因別順位（表3表4参照）

表3 年代別死因順位（大分類） 昭和47年度

|       | 1 位               | 2 位 | 3 位             |
|-------|-------------------|-----|-----------------|
| 20才代  | 不慮の事故             |     |                 |
| 30 "  | 循環器系疾患<br>(不慮の事故) |     |                 |
| 40 "  | 循環器系疾患            | 新生物 | 消化器系疾患<br>症状不明確 |
| 50 "  | 循環器系疾患<br>新生物     |     | 消化器系疾患          |
| 60 "  | 循環器系疾患            | 新生物 | 消化器系疾患          |
| 70 "  | 循環器系疾患            | 新生物 | 呼吸器系疾患          |
| 80才以上 | 循環器系疾患            | 新生物 | 呼吸器系疾患<br>症状不明確 |
| 計     | 循環器系疾患            | 新生物 | 呼吸器系疾患          |

表4. 年代別死因順位（８８項目分類）

昭和４７年度

|           | １ 位              | ２ 位                         | ３ 位     | ４ 位       | ５ 位              |
|-----------|------------------|-----------------------------|---------|-----------|------------------|
| ２０才代      | 頭 蓋 損 傷          |                             |         |           |                  |
| ３０        | 虚血性心疾患<br>(頭蓋損傷) |                             |         |           |                  |
| ４０        | 虚血性心疾患           | 他 新 生 物<br>脳血管疾患<br>(症状不明確) |         |           | 胃 新 生 物<br>肝 硬 変 |
| ５０        | 他 新 生 物          | 脳血管疾患                       | 虚血性心疾患  |           |                  |
| ６０        | 虚血性心疾患           | 他 新 生 物                     | 脳血管疾患   | 胃 新 生 物   |                  |
| ７０        | 虚血性心疾患           | 虚血性心疾患                      | 他 新 生 物 | 胃 新 生 物   | 肺 炎              |
| ８０才<br>以上 | 虚血性心疾患           | 脳血管疾患                       | 胃 新 生 物 | 症 状 不 明 確 | 肺 炎              |
| 計         | 虚血性心疾患           | 脳血管疾患                       | 他 新 生 物 | 胃 新 生 物   | 症 状 不 明 確        |

死因順位は大分類によると１位が循環器系疾患、２位が新生物、３位が呼吸器系の疾患となっているが昭和４６年度では１位、２位は同じであるが３位は消化器系の疾患である。

これを年齢階級別に見ると２０才代は１件で不慮の事故であるが、３０才代では２件で循環器系の疾患と不慮の事故である。４０才代では１位が循環器系疾患、２位が新生物、３位が消化器系疾患と症状不明確の状態と同数である。これが昭和４６年度では１位が新生物、２位循環器系疾患となっていた。５０才代では昭和４６年度１位新生物、２位循環器系疾患、３位不慮の事故であったが昭和４７年度では１位、２位同数の新生物、循環器系疾患、３位が消化器系疾患となっている。６０才代では１位が循環器系疾患で２位が新生物、３位消化器系疾患で昭和４６年度と全く同傾向である。７０才代では１位循環器系疾患、２位新生物、３位呼吸器系疾患で昭和４６年度では３位のみ異なり消化器系疾患となっている。又８０才代では１位循環器系疾患、２位新生物、３位呼吸器系疾患と症状不明確と同数であって、昭和４６年度では、１位が同じで２位は症状不明確、３位が新生物となっている。

以上を総体的に見ると昭和４６年度では５０才代までの各年代の１位は新生物、６０才代以上の各年代の１位は循環器系疾患であったのが、昭和４７年度では全年代共１位は循環器系疾患である。

次に要因順位を８８項目分類により集約すると１位は虚血性心疾患、２位は脳血管疾患(脳卒中)、３位はその他の新生物、４位は胃の悪性新生物、５位症状不明確の状態となっていてこれを昭和４６年度と比較すると１位と２位が入れ交っている。５位は昭和４６年度はその他の循環器系疾患である。

厚生省人口動態統計による昭和４７年度死因順位は１位が脳血管疾患、２位は悪性新生物、３位心疾患、４位不慮の事故、５位老衰(症状不明確)であって、全箇連での傾向は一般と略似かよった状況を示していて、成人病による死亡が大部分である事を示している。

全死亡者に含まれる成人病死亡率

| 年 度            | 昭 和<br>４５年度 | 昭 和<br>４６年度 | 昭 和<br>４７年度 |
|----------------|-------------|-------------|-------------|
| 成 人 病<br>死 亡 率 | ６８.３%       | ７８.０%       | ７５.０%       |

さて88項目分類を年齢階級別に見ると20才代、30才代は件数が少ないので省略して40才代では1位虚血性心疾患、2位は同数のその他の新生物、脳血管疾患、症状不明確の状態となっているが昭和46年度では1位が胃の新生物、2位がその他の新生物、3位が肝硬変と新生物による死亡が多い。

50代では1位その他の新生物、2位脳血管疾患、3位虚血性心疾患患者であるが、昭和46年度では1位がその他の新生物、2位虚血性心疾患、3位脳血管疾患と略同様である。

60才代は1位虚血性心疾患、2位その他の新生物、3位脳血管疾患、4位胃新生物となって昭和46年度の1位と2位が入れ変っていて後は昭和46年度と同様である。

70才代では1位脳血管疾患、2位虚血性心疾患、3位その他の新生物、4位胃の悪性新生物、5位肺炎となっていて、昭和46年度と比べ3位と4位が変わったのみで他は全く同じ順位である。

80才以上でも同じ事が見られる。即ち昭和46年度では1位脳血管疾患、2位虚血性心疾患が昭和47年度では1位虚血性心疾患、2位脳血管疾患と入れ変わっただけで他は同じである。

これ等を通して注目すべき事は昭和46年度では30才代より60才代迄は1位が新生物で70才代以上が1位が脳血管疾患であったが昭和47年度では50才代以外何れの年代でも1位が虚血性心疾患であるという事である。

更には癌による死亡の順位を前年昭和46年度と比較すると昭和47年に於いて特に目立つ事は胃癌の1位はともかくとして、2位の肺臓癌が昭和47年度23.4%にも上昇し前年より13%と増加を示していることである。

而も、昭和46年度4位であった食道癌が0となり4位の直腸癌5.2%と変化しているのである。

高血圧性疾患は案外少く、全国で3件、肝硬変も同様少なくなって6件、そして老衰は3件とこれも少ない数になっている。交通事故は3件で（昭和10年生、大正4年生、明治26年生の3人。）昭和46年度では4人で年齢は50才代2人、70才代以上2人である。

以上統計に基いて、その大要を見て来たのであるが、こうした実情はそれぞれの単位組合でもは握ることが出来ると思うが、唯少数の対象結果では変動が多くて、全体的な傾向を察知することが困難であると思われる。その意味で本調査が役立てば幸である。被保険者であると同時に医療担当者である皆さんに健康管理に関する示唆は釈迦に説法の感はあるが、これが組合員各位の自己反省の資ともなればこれ又、本稿の意義を高め得られると信ずる。

（昭和49年5月1日記）

全国歯科医師会員の死亡状況について、多年に渡って調査に携ってこられた岡山県歯科国保組合理事長（現中国地区歯科国保組合副理事長）全国歯科国保組合連合会常任理事平松魁郎先生に御寄稿を願った。被保険者であり医療担当者である先生方の健康管理の一助ともなれば幸いに存じます。

S 4 7 組合員年令別病類別死亡数

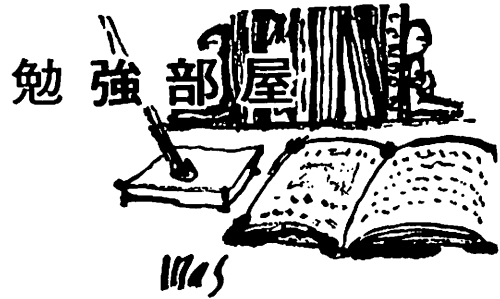
| 地区  | 県府名 | 20才代<br>S 18<br>以 下 | 30才代<br>S 17~<br>S 8 | 4 0 才代<br>S 7 ~T12        | 5 0 才代<br>T11~T 2            | 6 0 才代<br>T1(M45)~M36           | 7 0 才代<br>M 35 ~M 26                |
|-----|-----|---------------------|----------------------|---------------------------|------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|
| 北海道 | 秋 田 |                     |                      | II 2 VI                   | K                            | II VI2                          | VI9 VII2 K                          |
|     | 岩 手 |                     | VI                   |                           |                              | II                              | K                                   |
| 東北  | 宮 城 |                     |                      |                           |                              | II VI                           |                                     |
|     | 山 形 |                     |                      |                           |                              | III VI                          |                                     |
| 福島  | 福 島 |                     |                      | VI2                       | K                            |                                 | VI VII                              |
|     | 茨 城 |                     |                      |                           | II                           |                                 | VI VII2 K                           |
| 関東  | 栃 木 |                     |                      |                           |                              | II                              | II VI                               |
|     | 群 馬 |                     |                      |                           |                              | VI K                            | VI3                                 |
| 千葉  | 千 葉 |                     |                      | II                        | II 2                         | II VI                           | VII                                 |
|     | 埼 玉 |                     |                      |                           |                              | VI                              | II VII3                             |
| 東京  | 神奈川 |                     |                      | II                        | VI                           | II 2 VII2                       | II VI                               |
|     | 山 梨 |                     |                      | VI                        | II                           |                                 | XVI2                                |
| 静岡  | 静 岡 |                     |                      | XVI                       | VI                           | VI K                            | II VI VII XVI                       |
|     | 愛 知 | XVI                 |                      |                           | II III                       | II                              | II 2 VII2 VII                       |
| 岐阜  | 岐 阜 |                     |                      |                           |                              |                                 | II                                  |
|     | 三 重 |                     |                      |                           |                              | II VI X                         | II 2 VII5 VII                       |
| 信越  | 新 潟 |                     |                      |                           | VI                           | VI                              | II VII3                             |
|     | 長 野 |                     |                      |                           | XVI                          | K                               | II 2 VII2                           |
| 近畿  | 富 山 |                     |                      | K                         |                              |                                 |                                     |
|     | 石 川 |                     |                      |                           |                              | II VI                           |                                     |
| 滋賀  | 滋 賀 |                     |                      |                           | VI                           |                                 | VI                                  |
|     | 和歌山 |                     |                      | XVI                       |                              | II VI                           | VI                                  |
| 奈良  | 奈 良 |                     |                      |                           |                              |                                 |                                     |
|     | 京 都 |                     |                      | VI                        | II VI                        | II VI                           | II XVI2                             |
| 大阪  | 大 阪 |                     |                      |                           | II XVI                       | VI2 VII                         | II 2 VII12 VII                      |
|     | 兵 庫 |                     |                      | VI2                       | K                            | II VI K                         | II 2 VII4 VII X K                   |
| 中国  | 岡 山 |                     |                      |                           |                              | II                              | VI4                                 |
|     | 広 島 |                     |                      | VI                        | VI                           | VI                              | VI2 XVI2                            |
| 鳥取  | 鳥 取 |                     |                      |                           |                              |                                 | II 2 VI                             |
|     | 島 根 |                     |                      |                           |                              | VI2 K                           | II 2 VI VII X                       |
| 山口  | 山 口 |                     |                      | VI                        | II VI                        | VI                              | II 2 VI XVI                         |
|     | 愛 媛 |                     |                      |                           | II VI                        | II                              | II VI                               |
| 香川  | 香 川 |                     |                      |                           | II                           |                                 | VI                                  |
|     | 高 知 |                     |                      | K                         |                              | VI                              | XVI                                 |
| 徳島  | 徳 島 |                     |                      |                           |                              | VI                              | VI                                  |
|     | 福 岡 |                     |                      | VI VII K XVI              |                              | II 3 III VI2 VII XVI            | II 2 VII2                           |
| 佐賀  | 佐 賀 |                     |                      |                           | VI                           | VI K                            | II K                                |
|     | 長 崎 |                     |                      | II                        |                              | II 3 VI                         | K                                   |
| 大分  | 大 分 |                     |                      |                           |                              |                                 |                                     |
|     | 熊 本 |                     | XVI                  |                           |                              | II VI2                          | II VII                              |
| 宮崎  | 宮 崎 |                     |                      |                           | II                           |                                 | VI K                                |
|     | 鹿児島 |                     |                      |                           |                              | II VII                          | II VII2 VII                         |
| 合 計 |     | XVI                 | VI XVI               | II 5 VII10 VII<br>K3 XVI3 | II10 III VII10<br>K3 XVI XVI | II24 II2 VII30 VII3<br>K6 X XVI | II30 VII68 VII14 K7<br>X2 XVI7 XVI2 |

| 80才代<br>M25以上       | 県府名   | 20才代<br>S18<br>以下 | 30才代<br>S17~<br>S8 | 40才代<br>S7~<br>T12 | 50才代<br>T11~<br>T2 | 60才代<br>T1(M45)<br>~M36 | 70才代<br>M35~<br>M26 | 80才代<br>M35<br>以上 | 合 計 | 組合員<br>(経)<br>対比% |
|---------------------|-------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------|---------------------|-------------------|-----|-------------------|
| Ⅶ XV                | 北海道   | 人                 | 人                  | 3人                 | 1人                 | 3人                      | 12人                 | 2人                | 21人 | 1.64              |
| Ⅱ                   | 秋 田   |                   |                    |                    |                    |                         | 2                   | 1                 | 3   | 1.07              |
| Ⅶ2                  | 岩 手   |                   | 1                  |                    |                    | 1                       | 1                   | 2                 | 5   | 2.63              |
| Ⅶ                   | 宮 城   |                   |                    |                    |                    | 2                       |                     | 1                 | 3   | 0.8               |
| XⅦ                  | 山 形   |                   |                    |                    |                    | 2                       |                     | 1                 | 3   | 0.92              |
| Ⅶ                   | 福 島   |                   |                    | 2                  | 1                  |                         | 2                   | 1                 | 6   | 1.20              |
| Ⅶ Ⅷ                 | 茨 城   |                   |                    |                    | 1                  |                         | 4                   | 2                 | 7   | 1.37              |
| Ⅱ2                  | 栃 木   |                   |                    |                    |                    | 1                       | 2                   | 2                 | 5   | 1.13              |
|                     | 群 馬   |                   |                    |                    |                    | 2                       | 3                   |                   | 5   | 1.11              |
| Ⅷ                   | 千 葉   |                   |                    | 1                  | 2                  | 2                       | 1                   | 1                 | 7   | 0.87              |
| Ⅶ                   | 埼 玉   |                   |                    |                    |                    | 1                       | 4                   | 1                 | 6   | 0.63              |
| Ⅱ Ⅷ                 | 神奈川   |                   |                    | 1                  | 1                  | 4                       | 2                   | 2                 | 10  | 0.68              |
|                     | 山 梨   |                   |                    | 1                  | 1                  |                         | 2                   |                   | 4   | 1.66              |
| Ⅶ2                  | 静 岡   |                   |                    | 1                  | 1                  | 2                       | 4                   | 2                 | 10  | 1.35              |
| Ⅷ XV2               | 愛 知   | 1                 |                    |                    | 2                  | 1                       | 5                   | 3                 | 12  | 0.94              |
| Ⅱ                   | 岐 阜   |                   |                    |                    |                    |                         | 1                   | 1                 | 2   | 0.51              |
| K2                  | 三 重   |                   |                    |                    |                    | 3                       | 8                   | 2                 | 13  | 2.94              |
| Ⅷ                   | 新 潟   |                   |                    |                    | 1                  | 1                       | 4                   | 1                 | 7   | 1.16              |
| Ⅱ2 Ⅶ2               | 長 野   |                   |                    |                    | 1                  | 1                       | 4                   | 4                 | 10  | 1.68              |
|                     | 富 山   |                   |                    | 1                  |                    |                         |                     |                   | 1   | 0.42              |
|                     | 石 川   |                   |                    |                    |                    | 2                       |                     |                   | 2   | 0.68              |
| Ⅶ                   | 滋 賀   |                   |                    |                    | 1                  |                         | 1                   | 1                 | 3   | 1.77              |
|                     | 和歌山   |                   |                    | 1                  |                    | 2                       | 1                   |                   | 4   | 1.28              |
|                     | 奈 良   |                   |                    |                    |                    |                         |                     |                   | 0   | 0                 |
|                     | 京 都   |                   |                    | 1                  | 2                  | 2                       | 3                   |                   | 8   | 1.12              |
| Ⅶ3                  | 大 阪   |                   |                    |                    | 2                  | 3                       | 15                  | 3                 | 23  | 0.98              |
| Ⅱ Ⅶ                 | 兵 庫   |                   |                    | 2                  | 1                  | 3                       | 9                   | 2                 | 17  | 1.13              |
| Ⅶ2 K                | 岡 山   |                   |                    |                    |                    | 1                       | 4                   | 3                 | 8   | 1.28              |
| Ⅶ XV                | 広 島   |                   |                    | 1                  | 1                  | 1                       | 4                   | 2                 | 9   | 1.11              |
|                     | 鳥 取   |                   |                    |                    |                    |                         | 3                   |                   | 3   | 1.86              |
|                     | 島 根   |                   |                    |                    |                    | 3                       | 5                   |                   | 8   | 3.61              |
| Ⅶ2                  | 山 口   |                   |                    | 1                  | 2                  | 1                       | 4                   | 2                 | 10  | 1.95              |
|                     | 愛 媛   |                   |                    |                    | 2                  | 1                       | 2                   |                   | 5   | 1.25              |
|                     | 香 川   |                   |                    |                    | 1                  |                         | 1                   |                   | 2   | 0.64              |
|                     | 高 知   |                   |                    | 1                  |                    | 1                       | 1                   |                   | 3   | 1.55              |
|                     | 徳 島   |                   |                    |                    |                    | 1                       | 1                   |                   | 2   | 1.04              |
|                     | 福 岡   |                   |                    | 4                  |                    | 8                       | 4                   |                   | 16  | 0.98              |
|                     | 佐 賀   |                   |                    |                    | 1                  | 2                       | 2                   |                   | 5   | 1.74              |
|                     | 長 崎   |                   |                    | 1                  |                    | 4                       | 1                   |                   | 6   | 1.40              |
|                     | 大 分   |                   |                    |                    |                    |                         |                     |                   |     |                   |
| Ⅶ                   | 熊 本   |                   | 1                  |                    |                    | 4                       | 2                   | 1                 | 8   | 1.80              |
|                     | 宮 崎   |                   |                    |                    | 1                  |                         | 2                   |                   | 3   | 1.14              |
| Ⅶ2                  | 鹿 児 島 |                   |                    |                    |                    | 2                       | 4                   | 2                 | 8   | 2.22              |
| Ⅱ8 Ⅶ24 Ⅷ5<br>K3 XV5 | 合 計   | 1                 | 2                  | 22                 | 26                 | 67                      | 130                 | 45                | 293 | 1.20              |

S 4 7 疾病分類別組合員死亡状況

(単位 人)

| 大 分 類                        | 80才<br>以上 | 70才 | 60才 | 50才 | 40才 | 30才 | 20才 | 計   | 小 分 類                           | 80才 | 70才 | 60才 | 50才 | 40才 | 30才 | 20才 | 計   |
|------------------------------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| Ⅱ 新 生 物                      | 8         | 30  | 24  | 10  | 5   |     |     | 77  | 21. 胃 の 悪 性 新 生 物               | 6   | 12  | 5   | 1   | 2   |     |     | 26  |
|                              |           |     |     |     |     |     |     |     | 22. 乳 房 の 悪 性 新 生 物             |     |     |     | 1   |     |     |     | 1   |
|                              |           |     |     |     |     |     |     |     | 24. そ の 他 の 悪 性 新 生 物           | 2   | 18  | 17  | 8   | 3   |     |     | 48  |
|                              |           |     |     |     |     |     |     |     | 25. 良 性 及 び 性 質 不 詳 の 新 生 物     |     |     | 2   |     |     |     |     | 2   |
| Ⅲ 内 分 泌 栄 養 代 謝 の 疾 患        |           |     | 2   | 1   |     |     |     | 3   | 27. 糖 尿 病                       |     |     | 1   | 1   |     |     |     | 2   |
|                              |           |     |     |     |     |     |     |     | 29. そ の 他 の 内 分 泌 代 謝 の 疾 患     |     |     | 1   |     |     |     |     | 1   |
| Ⅵ 循 環 器 系 の 疾 患              | 24        | 68  | 30  | 10  | 10  | 1   |     | 143 | 43. 高 血 圧 性 疾 患                 | 1   | 1   | 1   |     |     |     |     | 3   |
|                              |           |     |     |     |     |     |     |     | 44. 虚 血 性 心 疾 患                 | 12  | 31  | 18  | 2   | 7   | 1   |     | 71  |
|                              |           |     |     |     |     |     |     |     | 45. 脳 血 管 疾 患                   | 8   | 36  | 11  | 7   | 3   |     |     | 65  |
|                              |           |     |     |     |     |     |     |     | 47. そ の 他 の 循 環 器 系 疾 患         | 3   |     |     | 1   |     |     |     | 4   |
| Ⅶ 呼 吸 器 系 の 疾 患              | 5         | 14  | 3   |     | 1   |     |     | 23  | 50 肺 炎                          | 4   | 10  | 1   |     |     |     |     | 15  |
|                              |           |     |     |     |     |     |     |     | 51. 喘 息                         |     | 2   |     |     |     |     |     | 2   |
|                              |           |     |     |     |     |     |     |     | 56. そ の 他 の 呼 吸 器 系 疾 患         | 1   | 2   | 2   |     | 1   |     |     | 6   |
| Ⅸ 消 化 器 系 の 疾 患              | 3         | 7   | 6   | 3   | 3   |     |     | 22  | 58. 消 化 性 潰 瘍                   | 1   | 2   | 1   | 1   |     |     |     | 5   |
|                              |           |     |     |     |     |     |     |     | 59. そ の 他 の 胃 及 び 十 二 指 腸 の 疾 患 | 1   |     | 1   |     |     |     |     | 2   |
|                              |           |     |     |     |     |     |     |     | 63. 肝 硬 変                       | 1   | 2   | 2   | 1   | 2   |     |     | 8   |
|                              |           |     |     |     |     |     |     |     | 64. そ の 他 の 肝 臓 の 疾 患           |     |     | 1   |     |     |     |     | 1   |
|                              |           |     |     |     |     |     |     |     | 65. そ の 他 の 消 化 器 系 の 疾 患       |     | 3   | 1   | 1   | 1   |     |     | 6   |
| X 性 尿 器 系 の 疾 患              |           | 2   | 1   |     |     |     |     | 3   | 71. そ の 他 の 性 尿 器 系 の 疾 患       |     | 2   | 1   |     |     |     |     | 3   |
| XⅥ 症 状 及 び 診 断 名 不 明 確 の 状 態 | 5         | 7   | 1   | 1   | 3   |     |     | 17  | 83. 症 状 お よ び 診 断 不 明 確 の 状 態   | 5   | 7   | 1   | 1   | 3   |     |     | 17  |
| XⅦ 不 慮 の 事 故 ・ 中 毒 及 び 暴 力   |           | 2   |     | 1   |     | 1   | 1   | 5   | 85. 頭 蓋 内 及 び 内 部 損 傷           |     | 1   |     | 1   |     | 1   | 1   | 4   |
|                              |           |     |     |     |     |     |     |     | 86. 熱 傷                         |     | 1   |     |     |     |     |     | 1   |
| 合 計                          | 45        | 130 | 67  | 26  | 22  | 2   | 1   | 293 |                                 | 45  | 130 | 67  | 26  | 22  | 2   | 1   | 293 |



## 矯正治療の時期

一乳歯弓期、混合歯弓期、永久歯弓期の患者を  
どう取扱うか— (その1)

日本歯科大学新潟歯学部  
教授 日 置 誠

矯正治療に関係ある質問のなかで一番多いのは、何といっても「治療の開始時期」に関するものである。これは未解決の要素を沢山に含んでいるために、矯正学のなかでも難しい問題の一つに数えられ、従ってその考え方も現在、次の二つのものによって代表されているのである。

その一つは「症例に応じて治療の時期が異なる」という考え方で、症例によっては早い時期から治療を始めることの望ましいものもあれば、永久歯弓になってから治療をしても差支えないものもあり、全ての症例を早い時期から治療するとは限らないという立場をとっている。

もう一つは「とにかく全ての症例をできるだけ早い時期から矯正治療することがよい。」という考え方で、成長発育の立場からなされたとされている。

このように述べると、あたかも前者は成長発育を考慮していないかの如き感を与えるが、それは間違いで、実際には成長発育をしていく過程で障害を招くようなものについては早い時期にそれを取り除いてやるという成長発育の考えを基盤としている。そしてそれに加えて、装置の使用、術者の精神的、肉体的負担とあるいは患者の種々負担の軽減をいかに効率よくおこなっていくかを充分考慮した考え方だといえる。

この両者の考え方についての詳しい説明はくどくどしくなるので、その概略だけに止めて、本筋に移りたい。

乳歯弓から永久歯弓に至るまでの矯正治療を抑制矯正、限局矯正、永久歯矯正の三つのカテゴリーに分ける方法もあるが、先生方の診療室を訪れる患者の口腔内には乳歯弓、混合歯弓、永久歯弓が厳然として存在するという事実から、これに即した分類をすることの方がより実際のだと思われる。そこで乳歯弓期、混合歯弓期、永久歯弓期に分けて、それぞれの時期に、どんな不正咬合を、どういう理由で、場合によってはどんな装置で治療すべきかを述べてみよう。

### 乳歯弓期

乳歯弓期で来院する患者の多くは「反対の咬み合せ」の主訴をもったものである。

この「反対の咬み合せ」で来院するものは、何もこの時期だけに多いのではなく混合歯弓期、永久歯弓期にも同じような傾向がみられる。それは誰にでも、つまり歯科医師以外の人にも容易に正常でないと判断できるからである。

乳歯弓期の反対咬合者の取扱いは、慎重におこなうに越したことはない。つまり反対咬合だからとい

って直ぐに治療にとりかかることには心する必要があるということで、症例によっては、乳歯弓の反対咬合が必ずしも永久歯弓の反対咬合を招来するとは限らないということからである。例えば、乳歯弓の反対咬合を治療して、永久前歯が萌出したら又反対の咬み合せになってしまったという例や、前歯部の永久歯への交換に伴って乳歯の反対咬合が自然に治癒してしまったというケースが意外とある。言い換えると、乳歯弓の反対咬合を矯正治療したから永久歯弓では反対咬合が絶対におこらないという保証はないのである。そこで乳歯弓期の反対咬合の治療にあたっては、「必ずしも永久前歯の正しい被蓋を約束するものではない」ということを保護者によく説明した上で、治療を開始することが賢明な手順だと思われる。

この時期の反対咬合は、下顎の近心咬合を含めて、アクチバートルなど簡単な装置で良好な結果を得ることができるといわれている。装置としてリンガルアーチのような固定式を用いるか、あるいはアクチバートル、床のごとき可撤式を使用するかは、患者の年齢、環境、協力の度合など種々の状況によって違ってくる。いずれにしてもこれらの装置をあまり長期間使用することは好ましいとは言えない。1年以内の使用で乳歯弓期のうちに治療の終了することが望ましい。それは上下顎前歯部の被蓋関係が明確な時期（前歯部の交換が始まらない時期）で術者も治療しやすいことと、患者側にもアピールしやすい結果が出るからである。

もし装置を使用してもあまり効果が現われないときは、患者の使用状況と装置が適しているかどうかをチェックしてみることが大切である。時々装置の作り替え、あるいは異なった装置を使ってみることも必要である。

調整も毎週などという頻般な来院でなくても、使い方、使用上の注意等について保護者に確実に話をしておけば、3週間前後の間隔を持たせても充分治療効果を挙げることができる。

このように簡単な装置で、効果のある治療ができる場合はよいが、時としてはアクチバートルなど全く受け付けないような下顎前突症の来院することがある。当然、上下顎の顎骨の成長発育にアンバランスを生じ、その差は著るしく、構成咬合を採得することなど全く不可能なものである。このような症例では乳歯弓のうちから何等かの手を打ってやる必要がある。上下顎の顎関係をできるだけ正しい状態に近づけてやるという目的で治療がおこなわれるが、装置としてはチン・キャップが多く用いられる。

このチン・キャップの使用については留意すべきことが幾つかある。

まず下顎を積極的に後退させて下顎前突症を治療するのではないこと、つまりあくまでも下顎の成長発育を抑制しながら上顎の成長発育を期待するためこの装置を使用するのである。けれどもこのチン・キャップで下顎の成長発育が抑制できるという確実な根拠が何もないので、抑制できるならという考え方、そしてその間に上顎が少しでも成長発育してくれるならばという考え方で治療を進めることが望ましい。又、下顎の成長発育は思春期以降かなりの年齢までその量的なものが存在するので、チン・キャップの使用は長期に亘ることを覚悟しなければいけない。

乳歯弓で不正咬合の訴えをもって来院するものの大部分が反対咬合であることは先にも述べたが、その内の多くは下顎近心咬合（下顎前突）と、上顎前歯部の舌側転位による反対咬合によって占められている。しかし反対咬合は必ずしも前歯部に限ったものではなく、犬歯以降臼歯部にも存在する。このようなケースは乳歯の治療の際に発見されることが多く、通常は交叉咬合とも呼ばれている。乳犬歯から乳臼歯に至る反対咬合は、上顎の乳歯列弓を側方に拡大してやることで治すことができる。この場合には装置としてコフィン（Coffin）の弾線を用いた拡大床、ポーター（Porter）の舌側弧線などが用いられる。

乳歯弓期にも不良習慣は勿論存在する。しかし3才頃までの吸指癖、毛布等を吸う癖などはあまり気にすることはない。この時期にこういうことはごくあたりまえだからである。このような癖(習慣)は通常、3~4才以後に自然と消滅していくものである。しかしこの年令以降に、不正咬合の原因となるような習慣が末だ残っていたり、現われたりした場合には考えなければいけない。乳歯弓の時期にはそれほど著明に不正は現われないかも知れないが、次第に増悪する傾向を持つだけに、口腔周囲組織への影響、顎の成長発育あるいは永久歯弓への影響も考えて治療をすることが必要である。この際の治療は勿論、不正の原因となる不良習慣を取り除いてやることに主体が置かれるが、それに付随して不正な状態の治療も決して忘れてはならない。不良習慣を持つ高年令の患者では、精神的な指導つまりそれが良くないことで、不正な状態を惹きおこす原因となっていることの説明だけで不良習慣を抑制する効果を挙げることもあるが、乳歯弓期の患者についてはこ

れはまず不可能に近い。従って装置による治療ということになるが、口腔内に装置を使用する場合には、条件が許せば可撤式よりは固定式のタイプのものが望ましい。可撤式の場合には使用を忘れてしまうことや、特に患者の年令からすると口腔内への装着を嫌って使わなかったりすることがある。そのため固定式では半ば強制的ではあるが、常時、口腔内で働らくような状態を作り出すことができるので有効と思われる。

この他にもまだ乳歯弓での不正咬合は各種存在するが、実際に来院する頻度は極めて低い。しかし何れにしても不良習慣の存在とそれによる不正咬合、あるいは成長発育と相俟って上下顎の顎関係に悪い影響を及ぼす、または及ぼしていると思われるものについては、原因を取り除いて正しい状態に戻してやるという考えや、できるだけ正しい顎関係に近づけてやるという心構えが必要である。

## 骨

九州歯科大学病理学教室

浦 郷 篤 史

はじめに

「相変らずお元氣のようで」。「ありがとう」。よく交される日常会話である。その短い言葉のなかには、人間の願望と、連帯感とを、そしてときには非情さをも含むものでもある。さてこの「相変らず」という言葉を用いることができるのは、五体を支持してくれている一見不変の(成長期以降では)骨組織に負うところが大きい。一見「不変」の骨。お互いの体験に基くこの確からしさが、ときには生物学的判断を誤らせる可能性がある。総体的には一見不変、だが局所的にはかなり dynamic に動いている

のであるが。たとえば、われわれは1mmの何分の1の誤差を重視して義歯をつくりあげる。その発想は、歯肉粘膜下の骨は鉄筋コンクリート造りであるという思考。実は、その骨はもう明日は「お変りになって」いるのに。

変化する骨。その変化は具体的には造骨および吸収(成長と老化)であることは周知の通りである。そしてわれわれ歯科医師が悩まされる症例のうちのかなりは、骨吸収に起因する。

それでわたしどもは、病理解剖学的立場から骨吸収機序に関する研究を進めているが、本稿では無歯

顎と歯槽膿漏症の研究結果を代表例として用いて、顎骨組織の吸収に関する2, 3の私見を述べることとする。

#### 無歯顎について

一枚の組織標本は、ときには常識の転換を要求する。写真1は、65才、女性の4]部の組織像である。Nは鼻腔、Sは上顎洞、Pは口蓋、Rは歯槽突起頂部を示す。この症例の上顎骨の外形は、成人期以後にはたぶん著変があったとは考えられない。すなわち総体的には一見不変であったと思われる。しかし、口蓋突起および歯槽突起のひ薄化は著しく、口蓋突起の最も薄い部では150μの厚さしかない。歯肉の結合織は増殖し、口蓋粘膜下には多量の脂肪織が認められる。歯槽突起部ではやや旺盛な骨吸収がある。

もしこの部に義歯を装着したとすれば、その主たる支持力は軟組織であるのか、骨組織に依存するのであろうか。いづれであるにせよ、あの強力な咬合圧は直ちに結合織や脂肪織の変形をきたすだけに止まらず、紙様薄の骨組織も変形すると考えられる。加えて、骨組織は絶えざる吸収が認められるのである。生物物理学的要素をもつ補綴学の興味と困難性が、この一枚の組織標本に示されているのではなかろうか。

ところでここに挙げた一例は決して特異的症例ではない。検索した41例の完全無歯顎例の全例には、つきにも述べるような旺盛な骨吸収機転が認められたのである。

写真2は、24才例と82才例のそれぞれ別の組織像である。老人の顎骨の変りようは、更めて説明するまでもない。このような萎縮はなぜ起るのであるか。たゞ老人性変化という抽象的な表現で簡単に片付けてしまってよいのであろうか。やはりわたし達は、いつになっても歯を植立した顎骨存在の本来の目的に沿った、若々しい顎骨を期待すべきではなかろうか。もしもこれほどの顎骨の萎縮をすこ

しでも抑制することができれば、義歯の有効性はより一層高まるものと思われる。

さて無歯部あるいは無歯顎の吸収機序については、Atwood が提唱している anatomic, biologic, and mechanical factors の存在によるという概念が尊重されている現状である。確かに尊重すべき概念であろう。この誠に抽象的過ぎる思考のなかには、吾人が求めうる可能性のあるすべての現象が含まれている。しかし現象を解決できる緒をさえ見出すことができない概念である。

写真3, 4は無歯顎例の歯槽突起頂と骨髄内の骨梁とを示す。写真3の骨表面は凹凸不整であり、多数の骨吸収細胞が出現している。写真4の骨梁はきわめて細くて小さいが、その周囲の脂肪髄組織内には骨吸収に関与する細胞を全く認めない。このように顎骨組織は、細胞性および無細胞性の吸収が継続して萎縮する。その過程において写真5に示すような歯肉内の破切した小骨片や、写真6に示すような下歯槽動脈、神経の歯肉内露出などを招来する。これらの組織所見は、義歯装着後の原因不明の頑固な疼痛がしばしばみられることの当然性を示唆するものであろう。

また上・下顎間の吸収型式に多少の差異が認められる。すなわち、下顎では歯槽骨部からの吸収が顕著にみられ、残存皮質骨の厚さの激減はみられない。上顎では歯槽突起の高さも減少するとともに、残存皮質骨および海綿骨の吸収が慢性に起って骨質のひ薄化が著しい。さらに上顎では歯肉、口蓋の結合織、および口蓋粘膜下の脂肪織の増殖が高度である(写真2の右、および写真1)。これらの組織像は、義歯の支持機構の相異およびrehabilitationの問題をなげかけてくれるものであろう。

#### 歯槽膿漏症について

写真7は24才、男性、事故死例の「6部である。歯肉炎、内縁上皮の深部付着および盲のう形成があり、歯槽骨もすでに軽度の吸収が認められる。すな

わち歯槽膿漏症初期像でる。一般に各種疾患の初期病変は、それぞれの疾患の病理発生を知るうえに重要な根拠を提供する。

歯槽膿漏症初期例でも確かに歯肉の炎症は認められる（これがなければ pyorrhea - 表在性化膿 - とはいえないのであるが）。しかしその炎症は歯肉の表層に限局するものが多く、あの強固な歯槽頂線維を越えて歯根膜や外骨膜、骨髓に炎症性変化が認められる症例は少い。これに反して歯槽骨は歯槽頂部に止まらず、歯槽内壁および外壁の吸収、ときには骨梁や顎骨体部の部分的吸収さえも認められる。

かりに多くの人が信じているように、歯槽膿漏症の原因が歯肉炎の深部組織への波及であるとすれば、本症は治癒の可能性が高いはずである。他の炎症性疾患、とくに骨炎あるいは骨膜炎と同じように、骨組織の再生を含んだ治癒機転がみられるべきである。しかし本症においては一時的治癒を示す歯肉炎は再発し、歯槽骨の再生は絶望的であり、症状は非可逆的な進展を続ける。

本症の発症に関する炎症説に対しては、もうこのあたりで強い疑いから否定へと転換しなければならない時期ではないだろうか。でなければ、一部のいわゆる「斯の道の権威者」だけが「治した」といい、大多数の臨床家が「治らない」という不思議な現象が続くことであろう。

もち論その他の原因と考えられているものも等閑視すべきではない。たとえば咬合異常との関係が挙げられる。しかしそれも歯周組織変化の進展を助長する傾向はあるが、矯正治療を要するほどの不正咬合症例でも本症はその一部にしか認められない。これらのことは、咬合異常が歯槽膿漏症の発症と直接的関係がないことを物語るものであろう。

一般に脳病理学者は多数の脳を手にし、胃癌研究者はまた多数の胃を手にとって研究を進展させてゆく。しかしわれわれは、人間の顎骨を自由に手にして観察する機会はまことに少い。それは主として御遺体に対する遺族の感情という厚い壁があるため、

剖検時に顔貌の変形をきたす顎骨の摘出がきわめて困難なためである。

このような理由などから、歯周病の研究も口腔表層の追究に終始し、あるいは動物を用いた実験病理学的、比較病理学的観察に頼らざるをえない状態にある。したがって歯周病の病因論は、これらの表面的観察や、種属素因が大いに異なる動物の特殊病変の所見から考えられるあらゆる可能性の羅列でしかない。その結果、臨床家の治療方針の選択は、各人の体験を基調とせざるをえない状態である。

### 血液循環障害と骨変化

口腔病変は、全身の有機的な動きのなかにおける部分現象であるものが多い。その病理学的検査に際しては、顎骨部全体を一臓器単位として再検討すべきであると考えて、病理解剖学的立場からの解析を進めている。

したがって、顎骨の検索を行うためにはどうしても全身の諸骨に共通する基本的変化を確認し、ついでその基本的変化を修飾する局所的特異性についての考察が行われなければならない。しかし骨吸収機序に関する明確な知識がえられていないという一般状況下では、局所特異性などという終末像とはおよそかけはなれた位置にわれわれはおかれている状態といえよう。ゆえに、骨吸収の基本的変化の解決を願ってはいは、生きている間に研究を進める可能性はおそらくないであろう。とすれば、その基準を自らつくり、その尺度で顎骨を再検討する以外に方法はないということになる。

機械的作用、放射線的作用、化学的因子、栄養障害（血液循環障害、Vitamin、ミネラルなどの）ホルモンの影響、細菌類、腎性などによる吸収が諸骨に起っていることは明かにされている。しかしこれらの刺激に対する骨組織の反応機序についてはほとんど解っていないのである。

このような条件下でのわたしどもの研究のうち、とくに骨吸収と血液循環障害の問題について報告し、

本稿の結論的内容にかえさせていたこととする。

血液循環障害に基因する諸病変のうち、その直接の影響による中枢神経系の血管障害や心筋梗塞症などは死因として重要であり、その間接的影響を考慮にいれると、その重要性は一層高まることは周知の通りである。このような循環不全に由来する骨病変も当然認められるのであるが、この方面の認識は比較的薄いようである。

写真8は特発性大腿骨頭壊死の組織像であり、かなり広範な壊死巣が認められる。このような骨壊死が生じる原因については、その名が示すように不明とされてきた。ところがそのなかには、写真9に示すような骨頭部を養う細動脈の硬化性変化とその内腔を閉塞する血栓による骨梗塞症があることがわかってきた(臨床整形外科9(5):405~412、1974)。

顎骨領域における血液循環障害については、毛細管顕微鏡の観察や解剖学的観察を除く病理学的検索は少なかった。大腿骨々頭壊死例と同じような骨の退行性病変が、顎骨にも認められてもよいと思うのであるが、わたしどもは1958年以来129例のヒトの顎骨の病理組織学的検索を行っており、顎骨吸収と血液循環不全とは密接な関連性があることを提唱してきている。

写真10は写真7に示した24才の歯槽膿漏症初期例の下歯槽動脈を示す。写真左側の主管は比較的健康であるが、写真右や下方の2本の細枝には細動脈硬化症としての内膜肥厚が起っておりその内腔の狭少化が認められる。このような変化は、剖検側顎骨のうち歯槽骨の吸収がある症例では、デランチン肉内肥大例および下垂体腺腫例を除く全例に認められた。(写真11)またこのような変化は、:

1) 健康歯槽骨例では認められず、2) 顎骨吸収度とほぼ平行的に高度となり、さらに3) 血管変化は

続発的变化ではなかった。一方、歯槽膿漏症の歯槽骨や顎骨の吸収像は、動脈血流供給不全による局所栄養障害性の骨変化を示している。このような病理組織学的所見は、年齢素因があり、かつ非可逆的進展を続ける歯槽膿漏症の臨床的所見を十分に説明するものと考える(詳細は歯界展望37(3):393~397、1971)。

写真12、13は、剖検時下歯槽動脈から血管造影剤を注入して得られたSoftex像である。写真12の若年有歯顎例と比較するとわかるように、写真13の無歯顎例では著しい分枝の減少、走行異常や蛇行などの血管構築異常がみられる、さらに無歯顎の組織学的所見として、写真14に示すような動脈硬化症による著明な内膜狭少化が例外なく存在し、ときには写真15に示すような血栓による内腔閉塞像も認められた。このような血管変化は、前述した無歯顎の非可逆的な吸収を招来する要因として充分理解できる所見であろう(Dental Research、53(Special Issue):101、1974)。

#### おわりに

形態的には顔面の外形を維持し、また口腔を形成し、機能的には咀嚼やくや嚙音に毎時精進したり、成人前期や貧血時には造血を行う顎骨。その顎骨が変化するために歯科医師は生き、またそれに悩む。悩むから識ろうとする。相手は生きている骨。生きているものを識ろうとすることは、生命現象を識ろうとする努力。しかし人間が生命のナゾを解こうとすることは単純な高慢、とも思える。研究の進展の慾望と、反省。

稿を終るに當って、日常臨床に奉仕されておられる諸先生の、貴重な体験を通しての御教示を期待致しております。

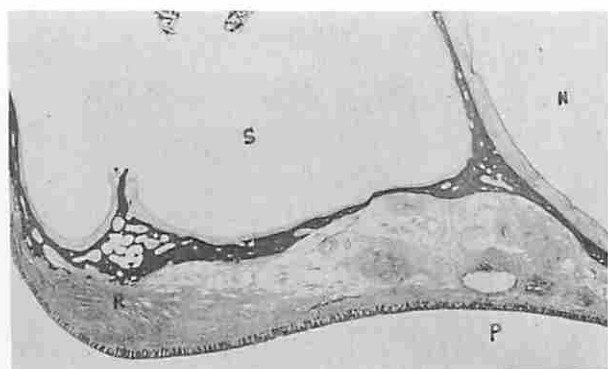


写真 1

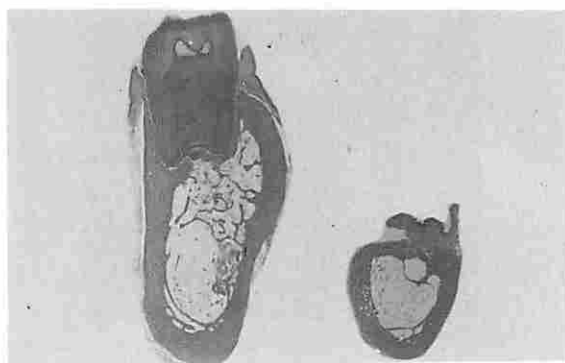


写真 2

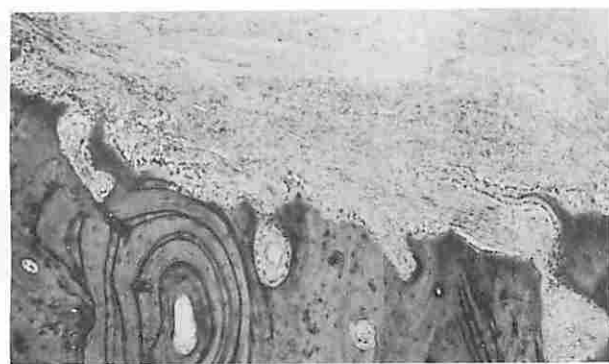


写真 3



写真 4

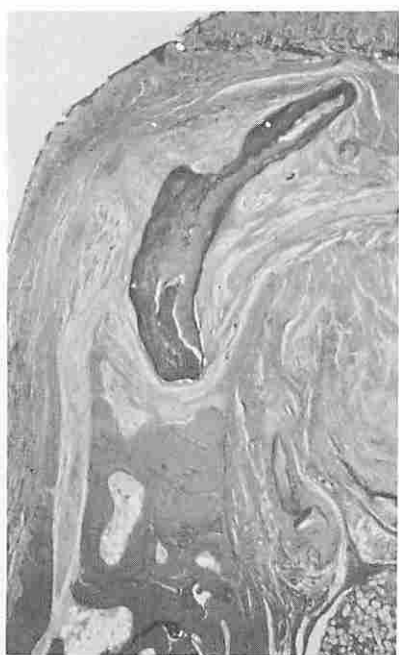


写真 5



写真 7



写真 6

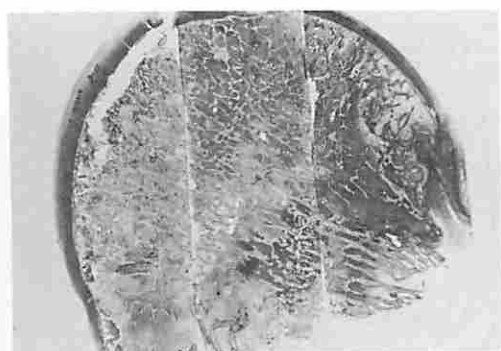


写真 8

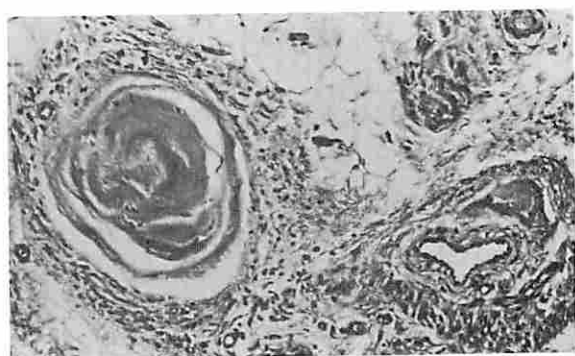


写真 9



写真 10

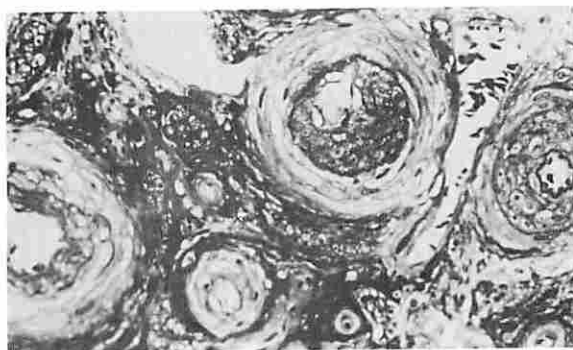


写真 11

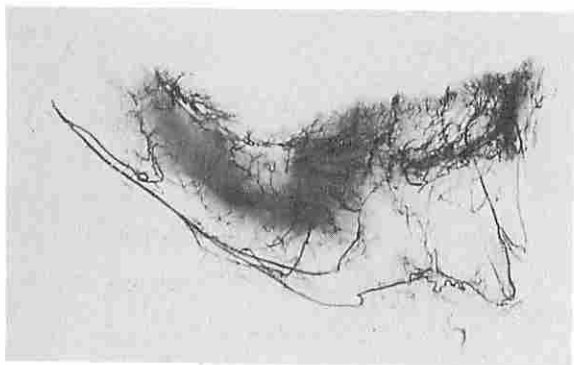


写真 12

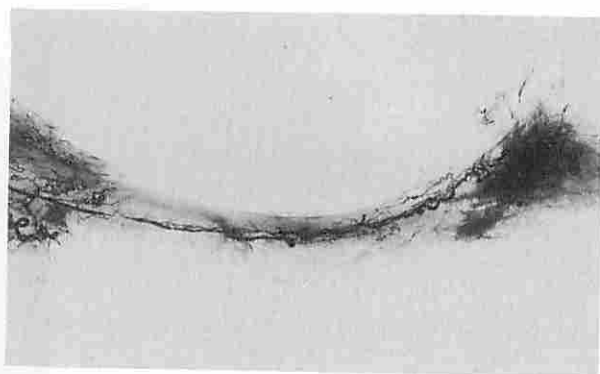


写真 13

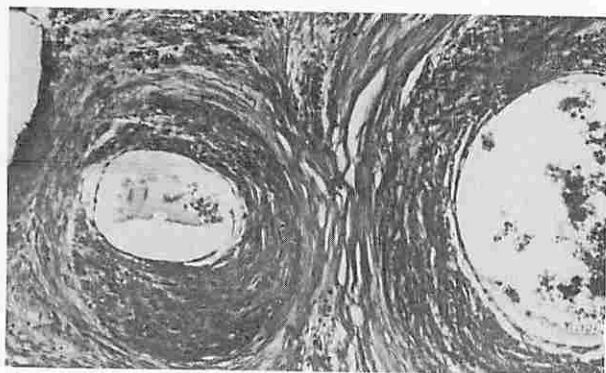


写真 14

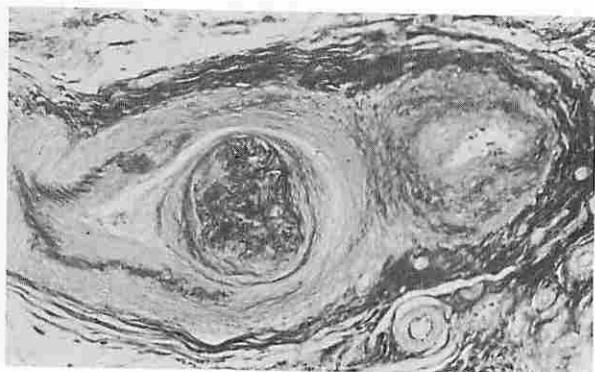


写真 15

茶



## あ ぜ 豆

農民文学 松 岡 智

ビールつまみに出た枝豆を見て、Aさんが「あぜ豆でちや<sup>ぜに</sup>銭になるけん」と変なところで感心していた。

あぜ豆とは、水田の畦畔（あぜ）に播く大豆のことである。

昔は、田舎では兄弟は5、6人いるというのが普通の人数だったが、そんな兄弟の末っ子のことをよく「あぜ豆」と言った。

あぜ豆は、稲を植えてから、空地になっている畦畔に播きつけると、肥料も農薬もやらず放任しておいても、さいわい災害が無いとかなりの収穫がある。それだけ儲けものである。生育が悪く種子ぐらい<sup>と</sup>穫れても、餘分に種子を播いたものであるからそれでもともとというのであまり気にやまなかった。

末っ子も、餘り種子で、放任しても育つというあぜ豆の意味をかけているようである。

そういうことで、私達の子供の頃までは、水田の畦畔、道端のあぜまで、寸餘の土地を無駄にせずあぜ豆を播いていた。それで、道路端の豆は、よく牛や馬に食いちぎられていた。

あぜ豆といえば、大人の民話を面白く話していた老人がいた。

むかし、魚の<sup>あきな</sup>テポ売りの男がおってな、魚を担いで何日も泊りがけで奥ン方の村へ商売にいったげな。

コン男は、<sup>あきな</sup>商いに出る時、女房の浮気が心配じゃったけん、ある日、女房の白か内股に墨で一羽のウ

グイス<sup>か</sup>ば描いて

「おるが留守中に浮気ばすると、このウグイスの消えるけん、すぐわかるぞ」と、言うたてったい。すると、女房は

「そんなら、あたしも、ああた（貴男）に馬ば描きまっしゅ」と言うて、魚売りの男の腿に、一頭の馬の画ば描いたげな。

魚売りの男は、<sup>あきな</sup>むらからむらに商いばして廻っていたが、いつも後家さんの家ばかり泊っておったけん、腿に描いとった馬は、いつの間にか、汗ですっかり消えてしもうとったてったい。

そって魚売りの男は、最後に泊った後家さんに頼んで、そと馬ば描き直してもらい、すまアして帰らしたげな。そして

「おるが留守中は大じょうだったか」と言うて、早速、女房の内股ばのぞかしたてったい。

すると、出る時描いとったウグイスはおらずに、反対側の内股に飛んどったげな。

「ウグイスの反対側に飛んどるぞ」と、魚売りの男が怒鳴ると、すかさず女房は

「何ばいいよんなはるか、今はよか時期じゃけん、ウグイスも高音（たかね）うって、谷わたりばしたつてすばい」と、言うた。

春先まではこんもり茂ったヤブの中に幼稚な声で鳴いとるウグイスも、夏になると、老鶯になって、高音うって谷わたりをするようになるもんな。

女房の方も、汗でやっぱりウグイスの消えてしも

うたけん、間男にあわてて書き直してもろうたが、  
うっかり反対側に描いてしもうたっじゃった。  
「ああた（貴男）こそ怪しかけん見せなはりまっせ」  
と、女房が言う、  
「ほら、おるがとはちゃんと元ンところにおる」と、  
魚売りの男は、前を開いて馬の面ば女房に見せた。  
「あら、馬ン<sup>うま</sup>太うなとりますばい」と、女房がお  
らぶ（叫ぶ）と  
「馬鹿、馬も何日でン経つと、あぜ豆ば道々食うけ  
ん肥えじゃこてエ」と、魚売りの男は怒鳴り返した  
げな……………

このあと、老人の民話はもうすこしあるが、馬で  
道草を食い過ぎて、枚数が足らなくなるので、本題  
のあぜ豆にかえるが      最近の水田の畦畔にあぜ

豆を見ることはほとんどない。

米の生産調整といって水田の休耕・転作を奨励し  
てから、普通の水田さえ荒れて雑草が伸びていると  
ころがあるくらいだから、畦畔は夏草が茂っている  
ところが多い、あぜ豆どころではなくなっている。

現在は生活や仕事が忙しくなった。悠長に餘り種  
子を穫いているような生産では間尺が合わなくなっ  
ている。いわゆるすべて合理化されているので、生  
活のあそびというものが無くなりつつある。

あぜ豆と同様に腰に鎌をさし、着物の裾を端折っ  
た老人が、こうした大人の民話を悠長に話すような  
風景が生活の中から消えてゆくことは、さびしいこ  
とである。

（住所 菊池市玉祥寺432）

## いろはにほへと

歌人 もと熊日整理部次長  
神 瀬 芳 男

「花の匂いは、なにか消えよう消えようとする趣  
きがあるように思われ、香水には、残ろう残ろう  
とする心があるように思われる」  
という幸田文さんの文章があった。

香水には、あきることがあるけれど、花の匂い  
にはあきることがない……という女性らしい優しい感  
覚に触れて、それが心こまやかな才筆のみといえな  
いものを感じて心に残る一節だが、その香りに関し  
て曾野綾子さんにまた次のような随筆がある。

「羞恥心というのは、かおりに似ている。香水な  
んかつけたってつけなくなつて美醜にかかわりが  
ないが、いいにおいのする美人は、ちょっと心に残る」

どんなによくできた、非の打ちどころのない女で  
も、いや、それゆえに堂々としているわけなのだが、  
何となくほのぼのとしない。それは羞恥心というも  
のが、全然その人に感じられないからであった  
というように書いている。

“はじらい。というものは、まさに”かおり。み  
たいなものだ。しかし逆にまた、その”かおり。も、  
やはり”はじらい。みたいに、ひかえ目でなければ  
ならないのかも知れない。オーデコロンのように  
困るのである。

私は、あの鼻の頭に、なにか粉（こな）をまぶし  
たような感じのするオーデコロンの香りがあまり好  
きではない。オーデコロンをブンブンさせた女の子  
によく出会うが、むしろつけなければいいものをと  
思ってしまう。もともとオーデコロンなどは寝室の  
シーツにまくとか、風呂の中に垂らすくらいのも  
なのだ。

それはともかくとして、目に見えないはずのオー  
デコロンの香りに、私がなぜ粉を感じるのであろう  
か。一度考えてみたことがあったが、もし匂いに粒  
子というものがあるとするならば、オーデコロンは  
その粒子が粗（あら）いのではないかと思う。

やはり香りはこまやかでなくてはならない。こま

やかとは一般に濃密というような意味が強いが、この場合文字通り細(こま)やかなものであって、香りの良し悪しは、その香りの粒子が、細かいか粗いかということにあるのではないだろうか。

名の通った香水など、いい匂いのするのは、きつと、夜の精に凝(こご)った硬度の高い空気を、より微細に砕いて目に見えないような超微粒子にしたようなものではないかと思う。

ウイスキーにしても、その香りは私の感覚からすれば、やはり上等のものほど粒子が細かな感じで、しっとりと落ち着いている。

ふんと匂ってくるのでなく、通り過ぎた後で「おや、何かいい匂いがしたような気がする」と思い返えしをするような香り——。向こうから押しつけてくる匂いではなく、ほのかに漂っているような匂い。床しいということばがあるが、それが最高の香りだと思う。濃密でもいけないし、べたついていけない。浮き上がってくるのではなく、沈む香りである。

と、すると、どうしても私には夕闇の中に消えぬばかりにそこはかと漂うようなものを想ってしまう。

日本には「匂いの芸術」というものがある、い

までも一部に行われているという。そのかみの大宮人の香を聴くとか、香合わせとかは、無粋な庶民の私など預り知らないものながら、また香木や麝香などといった香料は措くとしても、あの頭が痛くなるようなユリの香や、誇らしげなバラの匂いなどは華やか過ぎてあまり好きになれない。特にユリなど、オーデコロン並みの粗さを感じさせられる。

花ならば、楠の花や木犀、エリカのような擬して小粒のバツとしない花の方に沈んだ情緒があるのではないだろうか。

ところで最近の草花には、あまり匂いが感じられないように思うのは私だけであろうか。季節を無視した栽培のせいか、あるいは大量生産の方式に問題があるのかわからないが、花屋の花に鼻をくっつけて嗅いでも一向に匂わないのが多くなった気がする。アレルギー気味で年中鼻をグスグスいわせている私などが、口幅ったいことを云々するのもおかしいのだが、しかし、青い風に天の匂いを嗅いだ少年の日の想いは、公害の国の大気の中に再びは返って来そうにもない。

## 台湾旅行記

岩 村 記

夕方2時間余りでアット云う間に台北に着く、空港には台湾省牙医師会理事、台湾省牙医学会理事、台湾省牙医師公会代表、日本歯科医学士、等の肩書をもつ范松炎先生外二、三名の先生方の御出迎えを受ける。日台空航が危ぶまれ、色々物騒な状況にあった去る4月26日、福岡を出発、奥様方を含めて一行18名、出発前まで色々心配されていたが、パスポートも、ビザも無事におりキャセイ航空の美人スチアデスの笑顔に囲まれて台湾の地上に降り立つ事が出来一同ホットする。范先生の御案内でナイト

クラブへ、范先生より歓迎の御挨拶あり、ショーを見乍らの夕食美人ホステスを各々両腕にグラスを傾け中華料理をつく、こゝで先づ驚いたのは中国語の歌、その歌の後必ず日本語の歌、挨拶も日本語、オヤこゝは何処かと錯覚を起す程だ。第一夜の買物をしたとかしないとか? 第二日、台湾第一夜が明けるとそこには流石台湾の主都らしく高層ビルが窓辺に顔を並べている。台北7時30分発専用バスで昨夕降立った台北空港へ、プロペラ機で花蓮につく、こゝから「タロコ峡谷」へこゝは蒋介石総統が巨費

を投じて台湾横断道路を建設したところで至る所全山大理石の岩壁を堀り進み相当の犠牲者を出し可成りの難工事であったらしい。下をみれば彼方に清流を見、上を仰げば岩壁の彼方に穹空を見る。その断層をみれば大理石特有の縞模様を呈している。この峡谷にも長春洞、燕子口、九曲廻廊、等々の名称がつけられていた。峡谷沿いの岩壁道路はあたかも大分の青の洞門を思わせるものがあり、その規模はその数10倍はあろうと思われる。

軍用道路でもあり観光地である、むしろ観光地としての臭いを強く感じた。何しろ何処でもそうであるが観光地につきものの土産売り、峡谷の入口でバスを止めるとドッと約20名位押かけ手に手に絵葉書やら首飾りやら売りに来る。バスが発してもその後を数名単車で次の地点まで追いかけてくる。中にはその又次の地点までも追かけて来る中国の商魂逞しさの一部をみせられた感じだ。花蓮のアミ族部落、こゝも昔の首狩り族高砂族ではなく観光用である。以外に思ったのは美人ぞろいである。こゝで台湾の朝食である粥料理をと云うことで例の中国式飯台の中央に大鍋に白粥その周囲に色々のものがあり、それを各々そえて食する所謂中華料理とは少々違った淡泊なものであった。三日目ウライ(烏来)これも高砂部落である。こゝの入口は戸下温泉でも思わせる様で道の両側には土産品店がズラリと軒を連ね内容も日本の土産品店を思わせる様であった。勿論台湾特産物ではあるが、入口にはこゝでも総統萬歳総統の省像が飾られている。トロッコで奥の方へ登山、昔と云ってもつい最近迄は手押であったらしいが最近は動力車となっていて二人乗りトロッコに運転手、細い軌道を岩肌からほとばしる水しぶきを浴び乍ら山上へ、終点には高さ50mはあろうか大きな滝があり、その前に土産品店が少々並び、入墨をした高砂族の老人や、娘達が派手な民族衣装で我々を迎える。今では入墨をしているのは極く僅かな老人数人しかいないとのこと、昼近く台北に戻り故宫博物院、こゝは外観は中国王宮の作りであるが内部

は近代的装備をした堂々たる博物館である。蔣總統が命掛けて中国から持って来たと云われる中国古代文化の数々、中国古来の文化財24万点世界的な財宝、公開点数9,000、3ヶ月毎に展示品を変える。全点数を展示するのに20年はかゝると云われ、ちょっとそこらで見たのではその極く一部と云うことになる。我々の専属ガイドの話でも来るたび毎に変わっていて二度と同じ物を見たことがないと云っていた。中国の古さ、偉大さを肌を感じた次第である。夜はフォーレストランでショーを見乍らの夕食、丁度こちらの銀河か月世界へでも行った様だが中華料理や酒をやり乍ら歌、踊り、京劇、こゝでも大半は日本人1200から300位入っていたが1,000人位は日本人、我々は突然の御来場で予約が取ってなかったためステージ横の末席? マネージャーと一交渉すれどラチがあかず不本意乍らと云うことに相成った、こゝでも挨拶ははじめすべて中国語の後日本語英語はついに一度も聞かなかった。日本人さまざまである。翌日は日本人経営の日本料理店(新橋)で夕食、マダムが非常に懐かしがっていた。食后台北の夜台店を散歩、夕方6時頃から店を並べ、熊本の上通りの長さ程あったか道路の両側に、食べ物の店、魚貝類の中に蛙、蛇、ダウの雁首、アヒルの水かき、豚の脳味噌、等々所謂ゲテ物が顔をのぞかせている。家族連れや、サラリーマン等がそれぞれ思い思いに陣取っている。こちら一つと思ったが生憎く食後のこととて食欲が出ない、それを過ぎると果物の屋台、反対側は大体日常雑貨、衣類と云った店が続く、翌日は市内見物、孔子廟、忠烈祠これは日本の靖国神社に相当するもので丁度衛兵の交替が行われていた。一時間交替でその間不動の姿勢、パッキンガム宮殿の衛兵を思わせるものがあった。市内は高層ビルが林立し道巾も広く並木が背々としていた昔の城壁は交通の邪魔になるとかで取りこわされていたが城門は立派に残されていた。不思議に思われたのは兵隊の姿が何処にも見当らず、憲兵と警官以外は兵隊らしい服をみない。又町中所謂中国服をみない皆

日本と同じ様な服装である。タクシー（汽車と書いてある）は全部日本製ブルバード、末だ公害らしいものはない様だ。最後に歯科のことであるが歯科又は牙科の看板がところどころにみられ、矯正科、小児歯科、口腔外科と書いたものもみられた。一つの小さな診療室をのぞいてみたが若いドクトルがけんな顔をして出て来た。一台のユニットには「タービン」がついていたが他のユニットには確かついていなかったようだこれから押して可成り程度は低い

と思われる。小数例を見てそれを比判するには当たらないが少くとも我々の「レベル」が高いのではないかと少々鼻を高くした次第である。

4日目午前10時30分台北空港へ、12時30分には日本の土を踏み、夕方家族待つ我家へ、両手に一ぱいの袋をさげて、少々「ガイド」めいた記になりましたが、こゝらで夜も更け筆を置くことゝします。末筆乍ら御世話頂きました岩坂先生には厚く御礼申し上げます。



# 税 務 キャンペーン

## 災害を受けたとき

これから台風のシーズンがやってきます。この季節には、暴風や大雨による被害が起りがちです。このような災害にあったときは、税金の面でもいろいろな救済方法がもうけられていることを思い出してください。

たとえば、水害にあい、住宅や家財に所得金額の1割以上にあたる損害を受けた場合、あるいは年400万円以下の所得の人が住宅や家財の半分以上にあたる損害を受けた場合。このようなときには被害の状況に応じて所得税が免除になったり、又は軽くなったりします。

また、災害のために税金を一度に納めることができないときは、原則として1年以内の間、納めるのを延ばすことができます。この制度を利用するときは申請書を税務署に出す必要があります。また翌年の確定申告のときに申告書を出して税額の精算をしてください。

## 相続と税金

財産をもっている人が死亡した場合相続した財産は相続税の対象となります。しかし、相続財産が一定額以下なら税金はかかりません。たとえば、結婚して20年の奥さんと子どもさん2人、合わせて3人が相続人のときは1,560万円まで、奥さんと子どもさん3人、合わせて4人が相続人のときは1,680万円までなら税金はかかりません。

## 展望室



ところで、相続税の申告は、死亡を知った日の翌日から半年以内に行うことになっています。例えば、12月31日に死亡したことを知った場合の申告期限は6月30日となります。申告書の提出先は、亡くなった人の住所地の所轄税務署です。

相続税は、申告の期限までに納めていただくことになっています。しかし相続税を一度に納めることができないときは、5年以内の分割で納める「延納の方法」や、金銭で納めることがむづかしいときは相続した財産で納める「物納の方法」があります。

延納や物納をしたいときは、相続税の申告期限内に申請書を提出してください。

なお、延納によって相続税を納めるときは、延納税額に利子税がかかります。

## 税金はみんなのために使われる

昭和49年度の国の一般会計予算はいったいどの位あるのかご存知でしょうか。

49年度一般会計予算は、17兆994億円です。このうち80%は私たちの納めた税金でまかなわれています。

ところで、これらの税金は、どのように使われているのでしょうか。

そこで、税金1,000円についていくらの金額がどんな方面に使われているかを調べてみましょう。

まず、税金1,000円のうち203円が年金や医療保険などの社会保障関係費、それに恩給など私た

ちの健康や生活を守るために使われます。

次に、1,000円のうち166円が住宅対策費や道路整備など住宅や道路などのために使われます。また、教育や科学技術を発展させるために115円、国土を防衛するために64円、国債の償還や利子を支払うために50円です。

また、地方財政を援助するために1,000円のう

ち200円、つまり予算額の20%3兆4千億円が使われています。これらは、家庭の台所から出るゴミや尿の処理、消防や警察などの仕事を援助するために県や市町村などに「地方交付税交付金」として支出され、私たちの身近なくらしに役立っています。

## 検察審査会制度について

熊本検察審査会事務局

桜田 栄二

検察審査会について何かお聞きになったことがありますか。

検察審査会は俗に検察官のお目付役ともいわれています。

では、どうしてそのようにいわれるかについて説明しましょう。

犯罪が発生すると警察官や検察官が先ず捜査を開始します。

検察官は捜査した結果、犯罪が成立し、それを裏付ける証拠も十分であると考えた場合は、原則として裁判所に訴えて犯人の処罰を求めることとなります。これを起訴といいます。

ところが、検察官がこのような起訴に必要な要件が十分でないと考えたり、要件は十分具えていても、犯罪や犯人についてのいろいろな事情を考慮して処罰の必要がないと判断すると起訴しません。これを不起訴処分といいます。

このように起訴するかしないかは、検察官の自由な裁量に委されているのです。

勿論検察官は、法律の専門家でもあり、その職責の重大さを自覚して適正に職務を遂行しておられますが、検察官もやはり人間ですから、時には事実の見落としや、判断に誤りがないとは限りません。

検察官が起訴した場合は、裁判所が公けの機関として、その適否を判定しますが、不起訴処分につい

ても、その適否を公けにする、いわば裁判所の代りをするといえば語弊がありますが、要するにそのような機関が必要となってくるのです。

その趣旨から設けられたのが検察審査会です。

審査会は衆議院議員の選挙権を持っておられる国民の中から籤で選ばれた11人の検察審査員によって構成される合議制の機関で、審査員の任期は6ヶ月です。

不起訴処分に納得いかない被害者とか、告訴・告発をした人は、審査申立を審査会にします。

審査会は、審査員全員が出席して会議を開き、検察庁から取り寄せた資料に基づいて不起訴処分の適否を審査します。

審査会がこの資料からだけでは結論を出せないと判断した場合は、現場を検証したり、関係人を尋問したりします。

そのほか、検察官に意見を求めたり、法律学や医学等の専門的な分野についての知識が必要な場合は、その道の専門家に助言を求めて審査の資料にします。

審査会は審査の結果、不起訴処分は不当で、起訴すべきであるとの結論に達した場合はその旨議決します。

但し、それには8名以上の審査員の賛同が必要で

す。この議決は法律上検察官を拘束する力は持ってい

ませんが、検事正はこの議決を尊重して、議決の理由について慎重に検討し、必要と認めた場合は検察官に対して再捜査を命じます。

これまでに再捜査の結果、検察官が起訴にふみ切った例も少なくはなく、被害者やその遺族が泣き寝入りから救われた例も珍らしくはありません。

このように、この制度は国民の生命や財産の安全を守り、社会を明るくすることに間接的とはいえ大きく貢献しているのです。

こんなことから検察審査会は、俗に検察官のお目付役といわれるのです。

審査会は全国の裁判所中207の裁判所の所在地に設けられ、各審査会には事務局が付設されています。

熊本県では、熊本、八代、天草、玉名、山鹿、人吉の各市にあります。

審査を申し立てるのには書面を事務局に出さなければなりませんが、その内容は簡単で誰でもたやす

く書けるようになっています。

被害者や、告訴・告発をした人でないと審査を申し立てることはできませんが、申し立てがなくても審査会は職権で審査を開始することもできますので、不起訴処分に納得いかない方は事務局に相談されることをおすすめします。

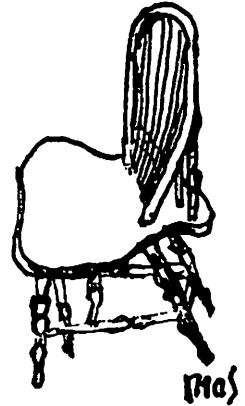
また、審査に要する費用は全部国が負担することになっています。

このほか、審査会は、検察事務即ち検察官本来の仕事や、これに付随する事務の改善について検事正に要請することも本来の仕事としています。

審査員の仕事は専門的な法律知識は不要で、健全な常識さえあれば十分できる仕組みになっていますから、審査員に選定された場合は、決して尻込みすることなく貴重な体験をされる絶好の機会として制度の普及発展に大いに寄与して下さることを期待しています。



# Dining Room



## 基金通報より

### （歯科）最近の請求明細書審査結果の注意事項

#### (1) ⑨⑩ 加算

⑨⑩ 診療加算は初診当日は初診料に12点加算されますので当日の請求はできません。

次回より1口腔単位毎10点請求できます。

#### (2) 指導料

指導料は歯槽膿漏症についてのみ請求できます。初診料を算定した月分には初診料に含まれていますので算定されません。その後は前回指導料を算定した日を起算日とし2週間を経過し指導を行ったと算定されます。

#### (3) 監視料

(A) 欠損補綴物の監視料は当該初診における受診期間必要があって監視のみ行った場合1回限り一口腔単位で算定されます。繰越しにて月が変り請求される場合は、例えば456義歯（監視）等の該当病名の記載が必要です。

（注）当該欠損補綴について調整料を算定した場合は監視料の算定はできません。

#### (B) 暫間固定、副子、の監視料

暫間固定の監視料は1装置につき1週1回、副子の監視は1口腔につき1週1回、14点の請求となり、欠損補綴物の監視とは異なりますので誤りのないよう、その他の欄で請求して下さい。（注）P病名で症状経過の監視料の算定はできません。

#### (4) 試適料

試適料は架工義歯には認められません。

#### (5) 装着料

鑄造歯冠修復物、帯冠金属冠、ジャケット冠等継続歯の所定点数には装着料が含まれていませんので、装着欄で該当歯冠修復物に一致するよう算定請求して下さい。請求もれが認められます。架工義歯、連結固定の場合は別に1装置につき架工義歯30点×（連結）の場合は25点が算定されます。

（注）1) 架工義歯にさらに冠修復物を固定の目的で追加連結された場合は1装置の30点×1となり別に25点の請求はできません。

ロ) 連結固定の部位は表示して下さい。

ハ) 脱離歯冠修復物架工義歯の再装置の場合は再装置の所定の欄で請求して下さい。

ニ) 有床義歯、リベスー、床修理の所定点数にはそれぞれ30点の装着料が含まれていますので別に装着料の請求はできません。

ホ) 保険給付は保険給付外の歯冠修復物、欠損補綴物の再補着料の請求はできません。

#### (6) 特定薬剤料

処置に付随して用いられる特定薬剤については、1歯単位1/3顎単位等の合計点数が4点までは請求できません。（注）算定基準になる個数分量等を併記し、点数×（回数）で算定して下さい。

#### (7) 印象料

1) ワンピスキャスト印象料の算定は支台歯の印

象料を含めて100点ですので別に支台の印象料は請求できません。

ロ) 有床義歯の困難なる印象100点の請求は、口狭症等で分割印象を行った場合、顎、口蓋補綴、スピーチエイド等の作製の場合の請求点数で浮動歯肉等の場合は認められません。

ハ) 歯冠修復物個々の印象で各個トレーを作り精密印象を行っても60点の算定はできません。

ニ) 義歯破損修理は30点、リベースで精密印象を行った場合は60点で差し支えありません。

#### (8) 咬合調整料

病名部位歯を記入して下さい。欠損補綴の調整欄で請求されたものなど見うけられますがこれは請求誤りとなります。咬合調整は歯ぎしり顎関節症等の場合は1口腔単位で歯牙削合となり、Pの治療上の負担過重等の調整は1歯1回12点の算定となります。

(注) 1) 明細書の咬調の個所に算定記入して下さい。

ロ) 鉤支台歯調整、残根削合等は咬合調整と区別し処置のその他の欄に別に記入して下さい。1歯1回12点の算定となります。部位歯に鉤歯(調整)、(残根削合)等の処置名を記入し、残根削合上に義歯を作製される場合は、その理由を摘要欄に記入して下さい。

#### (9) 歯槽整形料の請求について

難拔牙、WX摘出手術と同時にを行った歯槽骨整形料はそれぞれの所定点数に含まれ請求できません。

但し難拔牙等で後日歯槽骨吸収不全等の病名で再度骨整形を行った場合は算定されます。同一明細書に記載の場合は、例えば6Per→骨吸収不全のよう併記して下さい。

#### (10) WX摘出手術の請求について

歯冠大以上の歯根嚢腫(WZ)は良性腫瘍として取り扱われ主病名となりますので必ず部位歯に病名を記入して下さい。

但し小さな嚢胞摘出歯根肉芽腫の掻爬等は抜歯の所定点数に含まれて請求できません。

#### (11) 拡大料の算定について

抜髄を行い根管拡大をなしその後根管充填を行うことは当然の処置ですが、この場合の根管拡大料は請求できません。

(注) 1歯1回の算定ですので失活歯等で3根管のものを6点×3のよう記入請求して下さい。6×3では1根管を3回行ったよう解釈されます。

#### (12) ZS病名での除石料の算定について

歯石沈着症(ZS)病名での除石料は原則として1/3顎単位10点×(回数)で請求することになっています。30点×(回数)で請求されずと減点の対象となります。又軟処置を算定される場合は、例えばZS→単G等の該当病名を併記して下さい。

(注) 繰越し請求で5pul(ZS)6per(ZS)のような同一部位とみなされる2回の算定は適当ではありません。又抜歯と同時に当該歯の除石は認められません。

#### (13) 止血処置料の算定について

抜歯と同時に止血処置は抜歯の所定点数に含まれていますので算定できません。抜歯後予期せざる出血で再度後出血に対し縫合掻爬等の困難なる処置を行った場合にのみ算定されます。

(注) 止血料請求についての病名は、例えば8per→後出血のよう記入して下さい。

#### (14) 智覚過敏(Hys)処置料の算定について

いわゆるHysの処置料は智覚過敏処置欄で請求して下さい。普通処置料の欄で請求されるのは誤りです。但しC病名で治療の経過中におこった智覚過敏は普通処置の算定になります。

(注) Hysの処置は1歯につき3回程度となっています。サホライドAgNo<sub>3</sub>は特定薬剤ではありません。その他の欄特定薬剤欄に記入算定するのは請求誤りです。

(15) 原爆症医療の請求について

病名C (C<sub>1</sub> C<sub>2</sub>) の初期う蝕症に対しての即処等の治療料の請求は認められません。

C<sub>3</sub> (根充歯) での即処等の治療は差し支えありません。

(16) 人工歯の算定請求について

イ) ジャケット冠の人工歯請求はレジン歯に限ります。

ロ) 欠損人工歯追加床修理の場合も有床義歯修理のよう人工歯の請求はできません。

(17) レントゲンの記載要領について

イ) 全顎1枚と記入10枚を請求されたものがありますが、必ず全顎法で撮られた場合は全顎欄撮られた枚数を記入して下さい。

ロ) 標準形2枚目は標の欄に20点×1のよう記入して下さい。レ線の前空欄に2枚目と書く必要はありません。

(注) 2枚目とは同時に同一部位を撮影診断された場合を云います。日を異にして同一部位を再度撮られた場合は所定点数で差し支えありません。

ハ) パノラマと記入された場合はバントモ形と解釈しますので、6ッ切・4ッ切を使用されたものについてはパノラマ4ッ切のようその規格を記入して下さい。

ニ) フィルムの乳用児加算等も端数整理が小数点第1位を四捨五入するようになりましたので従来のように小数点はつきません。

(18) 架工義歯について

(延長架工義歯は止むを得ざる場合等の条件があり、次のようなものは原則的に認められません)

例1) 14567 のような両側延長ダミー。

1456 の6番ダミー、その他中切歯犬歯の延長ダミー。

例2) 145678 の智歯支台の3歯連続ダミーは認められません。もちろん差額徴収の対象

ともなりません。

(19) 智歯の帯冠は前歯同様認められません。

従って除去は認められますが、脱離等の場合の再装着の請求はできません。

(20) 14K金合金と金パラジウム合金のろう着架工義歯は差し支えありませんが、前記の金合金とその他の金属による混合のものは認められません。

(21) 7番の延長ダミーは咀嚼の役目よりむしろ対合歯の挺出を防ぐ等の機能のため小白歯ダミー以下の大きさのものを作ることになっており、その請求点数は小白歯ダミーの点数を請求することになっています。

(22) 正規の歯冠形成による前歯の4分の3冠小白歯の5分の4冠は、4面・5面の請求で差し支えありません。

(注) インレー形態等窩洞形成による前歯の4面は窩洞形成料と4面の請求となります。

(23) 練成充填について

硅酸セメント、レジンによる咬合面の充填は認められません。複合レジン硅磷酸セメントは差し支えありません。

カルボキシレートセメント(カセ)を終末処置として充填した場合は磷酸セメントと同様12点で算定します。窩洞を形成した場合は窩洞形成料が請求できます。

(24) 14K金合金使用の制限について

前歯の4分の3冠を含む2面以上の充填と継続歯には差し支えありません。

有床義歯の鈎の場合は、欠損2歯までの場合で、前歯の鈎の場合は犬歯を除き14K線鈎となります。犬歯は鑄造鈎でも差し支えありません。

生保の場合はすべて認められません。

(25) 乳歯の歯冠修復物について

14K、金バラは認められません。その他の合金等は差し支えありませんが、歯冠形成は窩洞形成になります。但し乳歯残存歯で永久歯の代用をなす歯牙には永久歯と同様取扱って差し支えあり

ません。その旨記載して下さい。

## 歯科用薬価改訂 (昭和49. 7. 1日)

### 麻酔薬剤について

キシロカイン2% 1ml 1管等従来のアンプル入りのみ、17円のものが23円に改訂されました。

(注) 1管使用の場合の請求点数は変わりありませんが、2管を1回に使用した場合は2.3点×2=4.6点で1点で請求点数が算定されます。なおct. バイアルについては旧点数です。

### (歯科)改正点数に伴う留意事項

#### 1) 人工歯

レジン歯片側の場合は3歯使用されても10点、両側にわたった場合は2歯でも21点×1の算定です。小白歯、12点は継続歯と金属装嵌ダミーの場合のみに適用されるもので、鑄造ダミーの場合は認められないのは従前通りです。

陶歯 は前歯の場合は1歯単位、継続歯等では片側2歯に使用されても50点×1の算定です。ジャケット冠の請求はレジン歯で陶歯は認められません。

2) 特定薬剤 TCコーン等は、FRMクーゲル、コンクを除き、抜歯当日は大白歯3根に1個ずつ使用されても $1.2 \times 3 = 3.6$ で4点を超えないために請求できません。但し4個以上を使用された場合は算定されます。使用個数を記入して下さい。その他特定薬剤の点数が変わっていますので、端数を切上げて4点を差し引き算定することは従前通りです。

3) 麻酔 麻酔料と同時に麻酔薬剤を請求される場合も同時に同一部位に使用された場合は合計点数より4点を差し引き算定、麻酔その他の欄で請求して下さい。

4) 薬物投与について、旧薬価で請求されたものがかなりありました。特にご注意下さい。

5) 歯冠修復物で装着料の算定できるもので請求も

れが、かなり認められました。装着料については、13点と15点とがありますので返戻の対象になりますので特に注意願います。

6) 架工義歯の試適料は認められません。

7) 架工義歯の咬合採得料の請求は1装置につき1回の請求ができます。

8) 指導料 は現在では歯槽膿漏のみです。当初の指導料は初診料に含まれています。1ヶ月を経過した後、始めて請求できます。解説書を参照して下さい。

### (歯科)療養の給付に関する疑義解釈について

問 歯科領域における習慣性顎関節脱臼の処置に際して、顎帯による牽引、固定を行わなければならない場合があるが認められるか。また、認められるとすれば何点か。

答 甲表区分663を準用して算定する。

(斜頸ギブス 940点)

問 口腔底に迷入した下顎智歯の除去手術の点数は何点か。

答 甲表区分352「2」を準用して算定する。

(顎線結核深在性 510点)

問 下顎前突(反対咬合)のとき44を抜去し、この部位で下顎骨を切断して後退させる下顎前突症手術は何点か。

答 甲表区分223を準用して算定する。

(骨切術 860点)

問 離開咬合(Open bite)を伴う小下顎症手術において、上顎の臼歯部を上顎洞から離断し、外側にひろげ、上下顎の顎間固定を行った場合の小下顎症手術は何点か。

答 小下顎症手術については、甲表区分223(860点)を準用して算定し、顎間固定については歯科区分258又は259により算定する。

(1顎240点 570点)

問 ケネディバーを使用した場合の点数は何点か。

答 区分325の「1」を準用して算定する。

(バー 150点)

問 歯冠修復物を作成するに当たり、歯肉整形術を行った場合の点数は何点か。

答 1歯につき区分245の「1」を準用して算定する。

(口内消炎手術 50点)

ただし、同時に5歯以上にわたって行った場合は、1回につき区分254の「1」を準用して算定する。

(歯肉切除 250点)

問 乳幼児が顎骨骨折した場合、「マウスピース」を「ナイトガード」として口腔内に装着した場合の点数は何点か。

答 1顎につき区分259を準用して算定する。

(床副子1顎 570点)

問 根管形態が比較的単純であり、根端(尖)外組織への病変波及が僅少と判定される慢性化した感染根管の症例に対し、まれに同日に根管拡大、根管治療を行い、水酸化カルシウム剤等で根管充填を行ってよい場合があるが、この際の点数は何点か。

答 区分209を準用して算定する。

(失充の点数)

問 口蓋補綴顎補綴の場合の咬合採得料、仮床試適料は何点か。

答 有床義歯を装着しない口蓋補綴及び顎補綴における咬合採得については区分327の「1」の場合は区分304の「1」を区分327の「2」の場合は区分304の「2」を、区分307の「3」の場合は区分304の「3」をそれぞれ算定し、また仮床試適については、区分307の「1」の場合は区分305の「1」を、区分327の「2」又は区分327の「3」の場合は区分305の「2」をそれぞれ算定する。

(注) 従来の算定法に新設の咬合採得、仮床試適がそれぞれの区分により算定される。

問 リベースに際しての印象採得料は、機能印象を行うので区分「302の2の口」により算定して

よいと思うがどうか。

答 貴見のとおり算定して差し支えない。

(注) 機能印象を行ったものは60点の印象料が算定できる。簡単な義歯破損修理の場合は従前通り30点。

問 小児型、オルソパントモ型のレントゲンフィルムを使用して、6才未満の乳幼児に対するレントゲン診断を行った場合のレントゲンフィルム料の端数整理はどのように取扱うのか。

答 点数の算定は、小数点以下1桁目を四捨五入して算定する。

なお昭和47年1月31日保険発第6号の第二の6の(6)のうち「レントゲンフィルムのうち標準型、咬合型、咬翼型について乳幼児加算を行う場合は従前どおり小数点以下2桁目を四捨五入して小数点以下1桁目まで算定するものであること」を削除する。

(注) 従来の小児加算がなくなり小数点以下1桁目で四捨五入の算定のため今後は小数点が付くことがなくなる。

(付記) パノラマ診断についてはレントゲンの機種によりオルソパントモ型以外のものもあるので、それらのフィルムを使用される場合は四ッ切、六ッ切等を併記して下さい。

「小児型」のフィルム料は17円ですので、1.7点で2点となりますので標準型の37点の算定と同ようになります。

おたずねにこたえて(歯科)

1)問 第2診とは

答 初診を除いて次の診療を云います。

従って6才未満の乳幼児、心身障害者の診療手当加算は初診時には初診料に含まれて算定されませんが、次の再診以後は毎回一口腔単位一回の算定ができます。

2)問 充填料の算定が異っているようですが、わか

易く説明して下さい。区分「310」充填、1窩につき30点、1面につき5点と記されていますので、1歯2窩洞の場合窩洞形成料も2回算定されますか。

答 充填については区分「301」の4（窩洞形成）の（10）により1歯1回で2窩洞形成されても1回の算定は従前通りです。

区分「310」は充填料算定の区分です。この場合の30点は窩洞形成料でなく、基本手技料で例えば練成充填では、1面の場合は5点の加算がつき30点+5点の手技料となります。

アマルガム充填では1面につき材料料の7点、すなわち $30 + 5 + 7 = 42$ 点となり、2面の場合は $30 + (5 \times 2) + (7 \times 2) = 54$ 点、3面の場合は $30 + (5 \times 3) + (7 \times 3) = 66$ 点の算定となります。鑄造歯冠修復物（インレー）についても、バラ大白歯1面で、手技料+材料料=50+15+31=96点となります。今回の改正で装着料は含まれていませんので別に装着した場合装着料を装着欄で算定して下さい。従って未装着の場合は減点処理請求はないことになります。

3) 問 診療時間を午後6時まで表示しているので、6時以後来院したものについては時間外加算ができるか。

答 医療機関において6時過ぎてもなお引き続き

患者を診療されている状態にある場合は受付られた新患でも算定されません。

但し一旦すべての患者の診療が終わった後に再度診療態勢をととのえられた場合は差し支えありません。

4) 問 患者が勤務の都合等で6時過になる場合はどうか。

答 勤務の都合等にて相互了解のうえのものは、たとえ時間外あるいは休日であっても原則的に算定されません。急患で電話等にて直前、在院を確かめた承されたものについては差し支えありません。

5) 問 pul per 等の急患で時間外に受診し、一旦帰宅後更に再発したような場合2回の算定ができるか。

答 まれにそのようなことがあり得るとすれば2回の算定も差し支えありません。そのような場合は簡単に理由と、1日2回時間外診療と摘要欄に記入して下さい。

6) 問 休日加算と深夜加算（午後10時より午前6時まで）を同時に算定できるか。

答 深夜加算の算定のみとなります。

7) 問 医療機関が任意に平日を休診日に定め日曜日を診療日とした場合はどうか。

答 双方とも休日加算は認められません。





## 口腔衛生委員会より

口腔衛生委員会では、虫歯予防週間内の事業の一環として「母と子の良い歯のコンクール」の熊本市代表の選出がありますが、今年は、5月25日、熊本市保健所で、口腔衛生委員会の先生方が（16組の母子を）減点法で厳重な診査を行った結果、県大会に出場する優秀母子二組を選出しました。今年度は、昨年と同様、子供の方は比較的優秀な歯であったが、母親の方は、充填物が多かったり、又未処置の歯が多かったりで、母親の方の点数で優劣が決った様な感じてした。診査終了後、衛生部長のあいさつ等につき、川崎副会長の審査状況報告並びに賞状賞品の授与があり、「母と子の良い歯のコンクール」の市選出大会を終了致しました。



## 会員福祉委員会

S49年4月29日、恒例のレクリエーション  
今年は黒川温泉とわらび狩りを計画

参加者 120名 バス3台に分乗  
9時出発、11時目的地黒川温泉着

約2時間30分各自思い思いに分散、心地良い高原の微風と初夏の日光の中から、わらび狩りをたの

しむ。

帰路 汗ばんだ体を黒川温泉に立ちより洗い流す。  
本年度は時期が良く参加者一同、たくさんのわらびを持ち帰る。

50年度春のレクリエーションもわらび狩りに決定し、バスの予約も致しております。会員の皆様、来春もお揃いでご参加下さるようお願いいたします。

## 学術委員会

S 4 9 年、8 月 6 日（火） 6 時

熊本県歯科医師会

今回日本インプラント学会懇会が福岡市にて開催され特別講演に来日された。

Dr Paul Ehrlich

1 9 2 1 年 生まれ

1 9 5 8 年 南カルフォルニア大学卒

1 9 6 4 年 南カルフォルニア大学助教授

1 9 6 5 年 クラウンブリッジ講座主任

1 9 7 4 年 附属病院 病院長

1 9 6 9 年 臨床系副学部長

現在、インプラント専門医としてビリバーヒルズで開業

U・C・L・A・特別講師

カルフォルニア大学（サンフランシスコ）

特 別 講 師

多忙な講演日程の中、来熊いただき彼の16年間  
800症例に近い経験の中からSubperiosteal

Implant について蘊蓄高い講演を末次九大教授通  
訳の本聴講す。

## 社保委員会

諸物価狂騰の今日本年度2回（2月1日、6月1  
日）の点数改正にもかかわらず、我々は保険診療費  
に対し、強い不満をいだくものであるが、日々の診  
療行為が適切に保険請求事務担当者によって理解さ

れ、正しく権利主張がなされる為に数回に亘る委員  
会開催の結果（第一回 1972. 5）社保診療、特  
集号第2編を編纂。



物故会員 S 4 9.4 月より 2 名

藤 波 好 武 S 49. 4. 6 死去  
熊本市大江 5 丁目 9 の 4  
一 瀬 尚 S 49. 7. 28 死去  
熊本市九品寺 3 丁目 1 5 の 5

入 会 者 S 4 9.4 月より 7 名

|         |                 |        |               |              |
|---------|-----------------|--------|---------------|--------------|
| 後 藤 啓 爾 | 熊本市川尻町 7 2 6    | 川尻部    | 九州歯科大学卒       | S 17.11.16 生 |
| 菅 原 洋   | " 桜町 2 - 2 5    | 中央部    | 愛知学院大学歯学部卒    | S 18.11. 5 生 |
| 千 場 正 昭 | " 安政町 4 の 1 9   | "      | 九州歯科大学卒       | S 19. 9. 4 生 |
| 牧 野 敬 美 | " 迎町一丁目 1 の 2   | 南 部    | 九州歯科大学卒       | S 18. 5. 2 生 |
| 奥 田 良 樹 | " 北千反畑町 1 の 2 4 | 北 部    | 日本歯科大学卒       | S 21. 6.21 生 |
| 田 島 貞 子 | " 大江町渡鹿 6 9 7   | 東 部(1) | 神奈川歯科大学卒      | S 23. 9. 5 生 |
| 本 田 和 裕 | " 紺屋今町 1 の 5    | 中央部    | 福岡県立歯科医学専門学校卒 | S 3. 2. 8 生  |

退 会 者 S 4 9.4 月より 2 名

矢毛石 照 男 旧 熊本市国府 2 丁目 1 6 - 1 5  
新 横浜市磯子区中浜町 7 - 1 2  
本 田 徳 武 旧 熊本市健軍町尾ノ上 2 0 1 2 の 2  
新 球磨郡多良木町大字多良木  
公立多良木病院歯科

## 編 集 後 記

昨年来の石油危機に端を発した物価狂騰、インフレも止まるところを知らず上昇しつづける中、やっと医療界に16%引上げが決定された。

先の7月参院選に我々の代表として日齒から推したまおか文太郎氏の落選、県内得票数7,123票、市内2,085票、一人平均県内15.09票、市内10.4票、我々は脱保険高々度医療への挑戦飛躍に日夜心魂を傾倒することも大切であるが今少し医政に全会員の目を向けてもらいたいものだと痛感するものである。

今年度に入り藤波、一の瀬両先生死去される。両先生の御霊の安らかならんことを祈念致します。

( 係 )

熊本市歯科医師会会誌

第 16 号

発行日 昭和49年9月30日発行

発行所 熊本市歯科医師会

熊本市坪井2丁目3番6号  
TEL(43)6669

発行  
責任者 緒 方 益 夫

印刷所 株式会社 太 陽 社

熊本市新大江2丁目5-18  
TEL(66)1251